

令和2年 朝日村議会

3月定例会会議録

令和2年 3月4日 開会

令和2年 3月19日 閉会

朝日村議会

令和二年 朝日村議会 三月定例会会議録

令和二年 朝日村議会 三月定例会会議録

朝日村議会

朝日村議会

令和2年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第1号から議案第2号の上程	7
○議案第1号及び議案第2号の議案提案説明	8
○議案第1号及び議案第2号の議案内容説明	14
○議案第1号及び議案第2号の質疑、討論、採決	15
○議案第32号の上程	16
○議案第32号の議案提案説明	17
○議案第32号の議案内容説明	17
○議案第32号の質疑、討論、採決	18
○議案第3号から議案第31号までの上程	18
○議案第3号から議案第31号までの議案提案説明	18
○議案第3号から議案第31号までの議案内容説明	24
○散 会	24
○署名議員	25

第 2 号 (3月13日)

○議事日程	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 7
○事務局職員出席者	2 7
○開 議	2 8
○議事日程の報告	2 8
○会議録署名議員の指名	2 8
○諸般の報告	2 8
○一般質問	2 8
高 橋 廣 美 君	2 9
林 邦 宏 君	3 8
中 村 文 映 君	4 9
齊 藤 勝 則 君	6 4
上 條 昭 三 君	7 9
北 村 直 樹 君	8 7
上 條 俊 策 君	9 8
高 橋 良 二 君	1 0 4
清 沢 正 毅 君	1 0 6
○散 会	1 1 7
○署名議員	1 1 9

第 3 号 (3月19日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○事務局職員出席者	1 2 2

○開 議	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○会議録署名議員の指名	1 2 3
○諸般の報告	1 2 3
○常任委員長の報告	1 2 3
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 5
○議案第 3 号から議案第 3 1 号までの質疑、討論、採決	1 2 7
○議案第 3 3 号から議案第 4 3 号まで並びに諮問第 1 号及び諮問第 2 号並びに発議 第 1 号の上程	1 4 0
○議案提案説明	1 4 0
○議案内容説明	1 4 1
○議案第 3 3 号から議案第 4 3 号まで並びに諮問第 1 号及び諮問第 2 号並びに発議 第 1 号の質疑、討論、採決	1 4 2
○閉会中の継続審査の申出について	1 4 5
○閉会中の継続調査の申出について	1 4 6
○村長挨拶	1 4 6
○閉 会	1 4 7
○署名議員	1 4 9

令和2年朝日村告示第9号

令和2年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月27日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和2年3月4日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和2年朝日村議会3月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和2年3月4日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 1号 朝日村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

第 6 議案第 2号 財産の取得について

第 7 議案第1号及び議案第2号の議案提案説明

第 8 議案第1号及び議案第2号の議案内容説明

第 9 議案第1号及び議案第2号の質疑、討論、採決

第10 議案第 3号 朝日村附属機関設置条例の制定について

第11 議案第 4号 朝日村議会委員会条例の一部を改正する条例について

第12 議案第 5号 課設置条例の一部を改正する条例について

第13 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第14 議案第 7号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

第15 議案第 8号 朝日村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第16 議案第 9号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第17 議案第10号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第18 議案第11号 朝日村村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例に

ついて

- 第 19 議案第 12 号 朝日村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 13 号 あさひプライムスキー場事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 14 号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 15 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 23 議案第 16 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 24 議案第 17 号 朝日村かたくりの里の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 18 号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 26 議案第 19 号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 27 議案第 20 号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 28 議案第 21 号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 29 議案第 22 号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 30 議案第 23 号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 31 議案第 24 号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 第 32 議案第 25 号 令和 2 年度朝日村一般会計予算について
- 第 33 議案第 26 号 令和 2 年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
- 第 34 議案第 27 号 令和 2 年度朝日村介護保険特別会計予算について
- 第 35 議案第 28 号 令和 2 年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 36 議案第 29 号 令和 2 年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
- 第 37 議案第 30 号 令和 2 年度朝日村簡易水道事業会計予算について
- 第 38 議案第 31 号 令和 2 年度朝日村下水道事業会計予算について
- 第 39 議案第 3 号から議案第 31 号までの議案提案説明
- 第 40 議案第 3 号から議案第 31 号までの議案内容説明

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスによる肺炎が拡大しておりますが、既に文書でご案内したとおり、各自万全な対応をお願いいたします。

ただいまから令和2年朝日村議会3月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則 議員

9番 上條昭三 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました

請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎議案第1号から議案第2号の上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第5、議案第1号及び日程第6、議案第2号の議案を

一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案第1号及び議案第2号の議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第7、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和2年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

そして、議員、村民の皆様には日頃より村政に多大なるご理解、ご協力を賜り感謝を申し上げます。

初めに、2月に入り突如として表面化した新型コロナウイルスによる肺炎は、全世界を巻き込むかつてない非常事態に陥っています。未知のウイルスとの闘いはSF映画ではなく、まさに現実となり、治療薬、ワクチン等の開発が望まれます。

朝日村では2月6日に対策会議を立ち上げ、告知放送による感染防止対応を開始するとともに、村内関係機関へ対応を指示してまいりました。経過とともに2月25日、松本保健所管内で長野県初の患者が発生し、朝日村も同日に対策会議から対策本部へと移行し、日々対策本部会議を開催してまいりました。同じ生活圏でありますから、リスク管理を一段上げた意識づけ・対策による危機管理体制の継続が必要です。

緊急対策として、村民の活用も想定し、マスク、除菌スプレー、防護服、保育園・小学校の各教室に空気清浄機を専決処分で購入、または手配をかけております。また、国からの要請により、小学校・中学校の臨時休校と不特定多数の方が集まる各種会合、イベントも自粛・中止の方向で調整をさせていただいております。

そのほか、村内経済への影響は多大なものと思われまます。小規模事業者向けに資金繰り支援等、国の融資制度の活用積極的に取り組みたいと思います。この非常事態がいつまで続くか分かりませんが、国・県と連携、発生状況を日々注視することにより、臨機応変な対応を進めていくこととなります。全村民のご協力をお願いいたします。

また、今年の冬は暖冬で終始し、ウインタースポーツには大きな影響が出ました。寒さの

バロメーターと言っても過言でない朝日村スケート場は関係する皆さんの努力により、正月3日によろやくオープンにこぎ着け、2月2日のスケート場祭りでシーズンを終了しました。一時的にも滑走できた日にちは、厳寒期に19日間でございました。

あさひプライムスキー場においても、こんなに雪づくりができない年はなかったとのこと。全国的にも滑走ができないスキー場が数多くありました。同じく、中信平右岸土地改良区に供給される水源ですが、梓川水系の源流である上高地の山々は例年の2分の1の積雪のようです。朝日の山々にも雪は少なく、今年の渇水期の水不足が心配されます。一昨日の報道によりますと、この冬の平均気温も過去最高、降雪は過去最低という記録的な暖冬であったようです。

令和の元号の幕開けとともに、昨年5月に中村村政からバトンを渡され、前村政を継承する形でスタートを切りました。就任以来、10か月が経過し、「夢中で目の前の課題に取り組んできた」の一言で、報告できるような成果にまだ至らず、という心境でございます。

新年度を迎えるに当たり、今までの振り返りと新年度どのような村づくりを行うのか、所信の一端を述べたいと思います。議員の皆様、村民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

まずは、今年度の出来事を振り返ってみますと、条例の未公布問題は発覚から1年かかりましたが、監査委員、議会、外部の専門家のお力をいただき、正常な状態となりました。再発防止を踏まえる意味で、副村長の起用や課長人事、組織の改革を断行いたしました。併せて、条例の点検作業に入り、約3分の1の条例のチェックを終了いたしました。現時点で不具合も散見でき、新年度で修正等を図りたいと思います。

猿と熊の出没が例年より早く、多い年でした。何とかしてくれとの住民の声も多く、職員の出動や猟友会の皆様のご協力で都度対処をしまりました。猿用のおりも購入し、近々設置をいたします。

松くい虫の被害も昨年から急上昇し、隣接の行政への対応依頼や林業関係者の皆様のお力で何とか伐倒薫蒸処理をしまりました。今後も被害拡大は予想されますので、伐倒薫蒸での対策を継続的に行ってまいります。

朝日村のこの先の10年を描く、第6次総合計画の作成を検討委員会の皆様のお骨折りをいただき、今議会で制定の運びとなりました。また、付随する各種活動計画も多くの皆様のご協力により完成を見ました。ここで羅針盤がそろいましたので、今後、紆余曲折があろうかと思いますが、目標に向かって取りかじ・面かじを取ってまいります。

昨年の度重なる台風の襲来は、幸いにして被害は最小限でありましたが、朝日村の災害への対応力を試された出来事でありました。対応マニュアル・情報を村民に伝達する手段・防災マップの見直し等が必要となりました。

道路の関係では、多くの道路が開通しました。中組バイパス、向陽台からの取り付け道路、台風の影響で工期がずれ込んでいますが、役場から中央公民館への新道は目に見える形になってまいりました。小野沢から松ノ木橋の間は全面再舗装をいたしました。

朝日村を元気にする起爆剤として、松本山雅FCのホームタウンの仲間入りをし、早速各種イベントに協力をいただいております。

基幹産業である農業の面では、松本ハイランドでの売上げが3年連続下降線をたどる厳しい年となりました。少しでも農業支援ができる組織としてアグリチャレンジセンターをスタートさせました。

そして、冒頭述べましたが、新型コロナウイルス対策については、日々対応中でございます。

大小出来事を振り返りましたが、対応の緒に就いたという段階でございます。

さて、令和2年、新年度の村政運営の所信に触れたいと思います。

少子高齢化と人口減少、それに伴う財政の厳しさ、消費税率のアップ、各種公共料金の値上げも予測される中、突如新型コロナウイルス問題が発生し、社会情勢はかつて経験のない、より一層厳しい時代に突入しています。

このような状況下であります。村政運営における私の基本的な考え方は、「福祉あふれる元気で明るい村づくり」、それと「みんなで村政に参加しよう」を基本に据え、第6次総合計画の10年先の目指す姿として、人・自然・産業が輝き、夢・希望・笑顔あふれる朝日村の実現を図ることです。

厳しいかじ取りが予測されますが、決してマイナス思考でなく、元気で明るい楽しい村づくりのため、プラス思考で取り組んでまいります。基本的な政策の取組スタンスは、軸足をハードウェア系から人系・ソフトウェア系に移していくイメージであります。ここで、新年度から第6次総合計画の目指す村づくりにチャレンジしていくわけですが、総合計画にある基本戦略の切り口で主要テーマの一端に触れたいと思います。

基本戦略1は、魅力にあふれ暮らしたくなる村づくりでございます。

子育て支援に関しましては、引き続き支援を充実してまいります。朝日村は周辺自治体より手厚い子育て福祉政策が10項目以上あり、「あさひっこ」の冊子にまとまっています。こ

のような福祉施策があまり知れ渡っていないと思われまから、今後は周知活動にも力を入れてまいります。

移住・定住につながるような観光策の強化を図ります。アグリチャレンジセンター機能と観光協会機能の強化融合を図り、農業と観光のコラボレーションを目指した朝日村をPRする企画を多くしてまいります。

人を呼び込む住宅政策がないに等しい状態です。総合計画の基本構想では2060年の人口を3,100人としました。チャレンジ目標ではありますが必達のための施策が肝要です。そのための一つに朝日村の住宅政策の組み直しが必要です。民間活力の導入、各地区への村営住宅整備、現在の老朽化した村営住宅の建て替えを今後計画化してまいります。

基本戦略2は、一人一人が活躍できる村づくりです。

農業、商業、工業、林業等産業のより活性化に力を入れます。必要なことは、少しでもお金が朝日村に落ちる仕組みづくりが肝要で、それらと観光コラボレーションした朝日流の産業振興策が必要です。そして、まだ小さいですが新しいビジネスの芽も出始めています。クラフト作家による新規商品開発、ワイン特区の活用、魚や野菜やブドウの6次産業化、里山整備とまき販売、付加価値のある野菜販売、それらにはふるさと納税の返礼品等含め積極的に支援をしてまいります。小ビジネスを支える仲間づくりにも支援は必要です。今に合った、「何々協会」、そういったものが多く生まれることを期待しています。

教育に関しましては、保育園児が定員の150名に達し、施設、保育士の不足が心配されます。また、小学生で英語が必須科目になりますが、それらへの対応、小・中学生の学力向上にももっと力を入れなくてはなりません。懸案でありました小学校のトイレ改修も実施できる見込みとなりました。子育て支援の項でご案内のとおり、他自治体に比べ進んだ教育施策がありますから、もっとPRをしてまいります。

高齢者福祉について、社人研によると、15年後には3人に1人が高齢者と予測される中、令和2年は3年に一度行われる介護保険計画の見直しがされ、介護保険の給付費の伸びにより、保険料の改定も行われます。村民自身の健康維持・介護予防への取組や地域社会での見守り・助け合いも必要です。住民が主体となれる仕組みづくりに村政としてバックアップをしてまいります。元気な高齢者を増やす意味でも、出かける足の確保も重要です。後で述べますが、公共交通の見直しを図り、少しでも高齢者に優しい仕組みを取り入れたいと思います。

基本戦略3は、安心して暮らし続ける村づくりです。

地震や豪雨のリスクマネジメントに関する事項として、防災対策を具体的に推進する必要があります。今年度、災害対策本部を想定し、各種機材を一か所に配置し直す対策を補正予算で行いました。新年度は車載用、携帯用の防災無線のデジタル化や芝生の生えた憩いの場としても使える緊急時ヘリポートの建設を行います。

公共交通の新たな取組についてですが、村営バスとデマンドタクシーくるりん号は事業がスタートして10年を迎えました。くるりん号や村営バスは利便性を追求し現在に至っております。ここで、高齢者の皆さんの要望の強い、通院に便利な村外への運行や買い物バス等さらに利便性を図るため、松本市・山形村と協議する場を設けたり、買い物バスの試験運行に着手してまいります。

国民健康保険は、平成30年から長野県が財政運営の主体となりました。今までの健康村活動の成果として、医療費の伸びは少ない朝日村ですが高額所得者による影響等で、県内の中で所得水準が高いことから納付額が多くなりました。今後は、基金の取り崩しのほか、保険料の値上げを検討する必要があります。

また、健康村づくりの再活性化策も重要な課題です。いかにしたら健康診断受診率向上が図れるか、いかにしたら健康寿命を長くできるか、新たなスローガンの制定と具体的な活動も進めたいと思います。

道路につきましては、道路の改良として上組の7号線・古見3号線を計画します。まずは用地測量から開始をいたします。また、役場から中古見に通じるバイパスの延長事業ですが、県の事業であります。フォローをしてまいります。

公共墓地につきましては、共同墓地を念頭に調査・視察等を行ってまいりました。しかし、小さな村での運営はハードルが高過ぎることが分かりました。必要性はありますから、村内寺院様と研究を重ねてまいります。

上下水道につきましては、今年度より公営企業会計への移行に伴い、企業経営と同じように独立採算性が求められております。結果として、今後見込まれるインフラの老朽化対策等を見通しますと利用料金の値上げも検討しなければなりません。

圃場整備につきましては、6工区とも設計段階に入りますので計画どおり進めてまいります。

次に、基本戦略4、未来につながる村づくりです。

全てが老朽化と言って過言でない施設、設備、各種インフラの整理、長寿命化対策が急務であります。スキー場、中央公民館、わくわく館等の施設、上下水道、村道、橋梁、空き施

設として旧役場庁舎、旧おひさま保育園などです。あさひプライムスキー場ですが、開場以来28年が経過しました。ほぼ全ての設備の更新が必要となっています。直近では送水管の更新等に1.2億円、この先10年で4から5億円の投資が必要です。厳しい財政の中、この投資が許されるのか、あり方検討会、地域住民の意見、各地区の意見・要望書等を参考に、議会の皆さんとともに方向づけをしてまいりたいと思います。

なお、財政計画やその他公共施設の老朽化対策等、今後の10年を総合的に判断しますと、手放しでスキー場を継続するための投資予算を盛れる状況ではございません。そのような状況でありますので、現在の指定管理者様は3月末をもって撤退されることとなりました。大型投資をせずに事業を継続できるか新たな業者と現在調整中であります。継続が可能であれば6月補正予算等で対応するか判断をしてみたいと思います。

中央公民館におきましては、かねてより重要な避難施設でありながら、耐震化工事と講堂のアスベスト対策が課題でありました。アスベスト対策の補助金制度の最終年となり、大きな投資となりますが対策を実施する計画です。

わくわく館においては、数年間雨漏りが続き、大がかりな屋根工事が懸案事項でありました。しかし、今年度補正予算で養生シートによる応急処置をしたところ、雨漏りは完全に止まりました。本格的な屋根工事は先送りし、新年度も養生シートによる応急処置で乗り越えたいと思います。

旧役場庁舎は閉庁して2年がたちます。文化財としての価値が指摘されてから残す、残さない、そのような意見が半々でありましたが、いずれにせよ具体的な数字を見てからの判断をしたい旨、今年度補正予算化をして見積り作業を進めてまいりました。ここで、概見積りが出来上がりましたので、地元の皆さんの意見を十分にお聞きし、駐車場を含めなるべく早く方向づけをしたいと思います。

旧おひさま保育園は活用方法に紆余曲折がありましたが、結果として方向づけが定まらないうまま現在に至っております。幸いに村の土地でもありますから、更地にして民間による宅地開発が適当と思います。地域住民の皆さんと協議の上、計画を立てたいと思います。

地区における防災組織・地区割・非加入問題等地域コミュニティに関する問題点が各地の出前村政等で語られました。新年度は区長さん、地区長さんに検討委員会を持っていただき、結論に近づけたいと思います。

村道に架かる橋梁の調査を数年かけて行ってまいりました。いよいよ待ったなしの状況であります。新年度から松ノ木橋の長寿命化工事に着手をいたします。長期間の工事となり、

交通には不便をおかけしますが、村民の皆さんのご協力をお願いいたします。

一昨年、開村130周年を迎えました。その折にも村歌の制定等のアイデアが浮かびましたが、ここで朝日村の元気や絆づくりのためにも村歌制定のプロジェクト立ち上げを検討してまいりたいと思います。

以上のように今後のテーマの一端を述べてまいりました。前置きが長くなりましたが、ただいま上程されました2議案についてご説明申し上げます。

議案第1号 朝日村議会の議決すべき事件に関する事項の制定につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決すべき事件を定めるものでございまして、主な内容は地方分権推進計画に基づく地方自治法の改正に伴い、総合計画基本構想の策定、変更または廃止を議会の議決すべき事件として定めるものでございます。

次に、議案第2号 財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の動産の買い入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、2議案につきましてご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第1号及び議案第2号の議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第8 議案第1号及び議案第2号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時26分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時33分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎議案第1号及び議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第9 議案第1号及び議案第2号の質疑、討論、採決を行います。初めに、議案第1号 朝日村議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時38分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま村長から議案第32号 朝日村第6次総合計画基本構想の策定についてが提出されました。この件の提出から採決までを追加日程第1から追加日程第4までとして、日程に追加し、議案第32号を直ちに議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号 朝日村第6次総合計画基本構想の策定についての提出から採決までを追加日程第1から追加日程第4までとして日程に追加し、議案第32号を直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第32号の上程

○議長（塩原智恵美君） この際、追加日程第1、議案第32号の議案を上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案第32号の議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 追加日程第2、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいま、追加上程されました1議案についてご説明申し上げます。

議案第32号 朝日村第6次総合計画基本構想の策定につきまして、朝日村第6次総合計画基本構想を策定するため、朝日村議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第32号の議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 追加日程第3、議案第32号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時51分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開します。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

- 議長（塩原智恵美君） 追加日程第4、議案第32号の質疑、討論、採決を行います。
議案第32号 朝日村第6次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号から議案第31号までの上程

- 議長（塩原智恵美君） この際、日程第10、議案第3号から、日程第38、議案第31号までの
議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案第3号から議案第31号までの議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第39、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいま、上程されました29議案についてご説明申し上げます。

議案第3号 朝日村附属機関設置条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度に伴う地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月から施行され、非常勤特別職の適正な任用を図る必要があることから本条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号 朝日村議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、課設置条例の一部改正に伴い、関連する議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号 課設置条例の一部を改正する条例につきましては、重要な行政課題に対応するため組織の整備を行うため、条例の一部改正が必要となるものでございます。

次に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関設置条例制定に伴い、本条例の一部改正が必要となるものでございます。

次に、議案第7号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善のため、新規に勤続報償金を支給するものでございます。

次に、議案第8号 朝日村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善のため、退職報償金支給額表を見直すものでございます。

次に、議案第9号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例につきましては、現在は中学生までの福祉医療給付金の現物給付を、子育て世代の経済的負担軽減を図るため高校卒業まで拡大するものでございます。

次に、議案第10号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税における納期数を改正するものでございます。

次に、議案第11号 朝日村村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、道路構造令の一部改正により、村道の構造の技術的基準に関する必要な事項を定めるものでございます。

次に議案第12号 朝日村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につき

ましては、水道事業認可変更申請に伴い、条例の一部を現状の数値に改正するものでございます。

次に、議案第13号 あさひプライムスキー場事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例につきましては、あさひプライムスキー場事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例において、基金の処分に関する事項を明記するものでございます。

次に、議案第14号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、観光施設を村直営で管理することに伴い、当該施設に係る使用料金等追加し改正するものでございます。

次に、議案第15号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に伴い、地方自治法第252条の7第2項の規定により、規約変更について議会の議決が必要となるものでございます。

次に、議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、御馬越辺地に係る総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第17号 朝日村かたくりの里の指定管理者の指定につきましては、指定管理者期間満了に伴い、令和2年4月1日から5年間の指定管理者の指定をするものでございます。

次に、議案第18号から第24号までは補正予算でございます。

議案第18号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ3,260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億4,200万円とするものでございます。

このうち、歳入の主なものは、村税が1,930万円、地方交付税が5,000万円の増額、村債が1億190万円の減額等でございます。

歳出では、防火水槽設置事業が981万円、土地開発公社事業資金貸付金が7,500万円、保育所臨時職員及び代替保育士賃金が400万円等の減額、財政調整基金積立金1億3,698万円の増額のほか、事業実施に伴う不用額等の計数整理でございます。

次に、議案第19号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,996万円とするものでございまして、歳出では保険給付費の増額等をするものでございます。

次に、議案第20号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ807万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,620万円とするものでございます。歳出では、保険給付費及び過年度の事業額確定による交付金精算金を増額するものでございます。

次に、議案第21号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,313万円とするものでございまして、歳出では、保険料の増額に伴う納付金の増額をするものでございます。

次に、議案第22号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算それぞれ509万円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3,700万円とするものでございまして、歳出では降雪機配水管改修工事請負費等を減額するものでございます。

次に、議案第23号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収支のうち支出を206万円減額し、総額を1億3,844万円、資本的収支のうち収入を170万円減額し、総額を6,947万円、支出を150万円減額し、総額を1億404万円とするものでございます。主には支出における建設事業費の精査によるものでございます。

次に、議案第24号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、資本的収支のうち収入を70万円減額し、総額を2億4,549万円。支出を69万円減額し、総額を3億1,880万円とするものでございます。主には支出における建設事業費の精査によるものでございます。

次に、議案第25号から第31号までは新年度予算でございます。さきに今後のテーマの一端を述べましたが、課題解決のために令和2年度当初予算を編成しましたので、編成方針を述べたいと思います。

私にとって、初めての当初予算編成でありますので、公約でもあります全ての仕事は福祉のため、少しでも暮らしにくいことがあれば改善を図り、暮らしやすさを向上させることに取り組んでまいります。

当初予算の重要ポイントは、村民の命を守る防災対策、安心した暮らしを支えるインフラや公共施設の長寿命化対策、魅力ある村づくりや将来世代を支援する子育て対策等でございます。

一般会計では33億円を超える大型予算となりましたが、期限付の補助制度の最終年度を活

用するテーマが多いことも特筆できます。

まず初めに、議案第25号 令和2年度朝日村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,200万円、前年度対比28.5%の増で、昨年度当初予算は骨格予算編成であったため、大幅な増となっております。

主な内容について若干申し上げますと、歳入では村税が前年度対比998万円の減でございまして、固定資産税の減額等を見込んでおります。譲与税及び交付税は、前年度対比2,980万円の増でございまして、森林環境譲与税、地方消費税交付金の増額等を見込んでおります。地方交付税は、前年度対比6,566万円の増額を見込んでおります。繰入金は、前年度対比3,073万円の増でございまして、小学校・公民館の建設事業に伴い、文教施設整備基金からの繰入れを見込んでおります。村債は、前年度対比3億9,670万円の増でございまして、令和2年度までとされる緊急防災減災事業債の活用等を見込んでおります。

次に、歳出では、総務費が前年度対比1億4,857万円の増でございまして、土地開発公社事業資金貸付金1億2,500万円、デマンドタクシー車両更新1,000万円、子育て世代住宅取得補助金750万円、男女共同参画計画策定270万円、行政改革大綱策定309万円等が主なものでございます。

民生費は、前年度対比3,847万円の増でございまして、法に基づいて支出する社会保障費のほか、社会福祉協議会補助金1,630万円、わくわく館への空調設置300万円、地域少子化対策重点推進事業120万円、保育園及びにじいろキッズ、子育て世代包括支援センターへの人員配置の増強などが主なものでございます。

衛生費は、前年度対比1,158万円の増でございまして、健康づくりの推進で取り組む健幸ポイント事業187万円、火葬料補助金84万円等が主なものでございます。

農林水産業費は、前年度対比2,856万円の減でございまして、継続事業で行う圃場整備等の土地改良事業のほか、ため池ハザードマップ作成300万円、森林経営管理制度事業667万円が主なものでございます。

商工費は、前年度対比2,851万円の増でございまして、商工会への補助金1,130万円、観光協会への事務局長の配置費用、キャンプ場・コテージ等の管理・運営に関わる費用の増額等が主なものでございます。

土木費は、前年度対比1億2,994万円の減でございまして、松ノ木橋橋梁修繕工事8,440万円、基幹村道舗装修繕工事5,502万円、村道西洗馬7号線道路改良700万円、公営住宅長寿命化計画策定80万円等が主なものでございます。

消防費は、前年度対比 2 億5,372万円の増でございまして、移動系防災行政無線デジタル化9,770万円、消防団第 5 分団建設工事4,776万円、防火水槽整備6,683万円、災害対応用ヘリポート造成3,730万円等が主なものでございます。

教育費は、前年度対比 3 億7,116万円の増でございまして、中央公民館アスベスト除去及び耐震工事 1 億8,167万円、小学校トイレ改修工事 1 億2,100万円、小学校校内通信ネットワーク整備2,221万円、向陽台造成予定地の氏神遺跡調査2,800万円が主なものでございます。

次に、議案第26号 令和 2 年度朝日村国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度比2,980万円、6.2%の減で、総額が 4 億5,400万円でございます。歳出の主なものは保険給付費 2 億9,657万円でございます。

次に、議案第27号 令和 2 年度朝日村介護保険特別会計予算につきましては、前年度比880万円、1.7%の減で総額が 5 億1,370万円でございます。歳出の主なものは保険給付費 4 億6,500万円でございます。

次に、議案第28号 令和 2 年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度比830万円、16.3%の増で、総額が5,930万円でございます。

次に、議案第29号 令和 2 年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算につきましては、前年度比240万円、8.0%の増で、総額が3,250万円でございます。

次に、議案第30号 令和 2 年度簡易水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出で収入総額を 1 億5,702万円、支出総額を 1 億697万円とし、資本的収入及び支出で収入総額を 1 億4,110万円、支出総額を 1 億7,718万円とするものでございます。歳出の主なものは、大尾沢浄水場改修4,160万円、舟ヶ沢水源改修5,940万円でございます。

次に、議案第31号 令和 2 年度下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出で収入総額を 3 億2,663万円、支出総額を 2 億6,817万円とし、資本的収入及び支出で収入総額を 1 億9,579万円、支出総額を 2 億5,815万円とするものでございます。歳出の主なものは、マンホールポンプ非常通報装置等設備更新2,250万円でございます。

以上、議案第 3 号から第31号につきましてご説明を申し上げます。詳しくは担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

◎議案第3号から議案第31号までの議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第40、議案第3号から議案第31号までの議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

全員協議会の再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時13分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時30分

○議長（塩原智恵美君） これから本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年朝日村議会3月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和2年3月13日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます
ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により
10番 北村直樹議員
1番 上條俊策議員
を指名いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。
報道関係者より取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。
-

◎一般質問

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局より鈴でお知らせをいたしますので、お含みおきください。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（塩原智恵美君） 最初に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

1問目であります。観光施設の管理体制の見直しについてということであります。

これまで、あさひプライムスキー場はじめキャンプ場、コテージ等、ほとんどの観光施設が指定管理者によって運営されてきました。とりわけ、あさひプライムスキー場は運営のプロが担い、効率よい経営がなされ、小学生のスキー教室、ファミリー向けのスキー場の確固たる地位を築き上げてきました。

今、このスキー場を今後どうするかの議論がなされ、賛否が分かれています。確かに、スキーブームの低下、児童の減少、温暖化等、マイナス要因があるのは確かです。しかしながら、これまで小学生、ファミリー層に冬のスポーツの楽しさを提供してきたことから、村内外からスケートとともに期待されてきた冬の朝日村の財産が失われ、大きなイメージダウンになりはしないかと懸念するところです。

そこで、質問いたします。

今まで観光施設への投資には辺地債は使えないと言われてきましたが、この点は従来どおり辺地債が使えるという認識でよろしいですか。

また、今シーズンは記録的な暖冬でしたが、直近二、三年の指定管理施設、スキー場、キャンプ場、緑の体験館の経営状況と、その施設ごとの朝日村民の雇用状況を教えてください。

今月末までに各地区の意見をまとめるとお聞きをしておりますが、今現在の村の考えをお示しく下さい。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、高橋廣美議員の質問にお答えいたします。

あさひプライムスキー場について現在の村の考えをというお尋ねでありました。なぜ、今スキー場の在り方を村民に問うているかということになりますが、機会があるごとに触れてまいりましたが、再確認の意味からも、もう一回この点について触れてから、お話をしたいと思います。

御存じのとおり、開場以来28年過ぎました。施設を造り始めて敷設してということからすると、約30年施設がたってきたということかと思えます。そういう経過を踏まえる中で、一昨年、昨年と送水管の水漏れが発生し、予測より早く老朽化が進んでいるということ、そういう事実が判明をいたしました。その事故を背景に設備全体の状況を見ますと、今後10年でほぼ全ての施設、重要な設備が老朽化を迎え、更新が必要と分かってまいりました。継続的にスキー場を運営していくには、急を要する投資として送水管の更新等に1.2億円ほどがかかります。一旦この投資を行うと、この投資を無駄にできませんから、今後もスキー場を継続していく必要性が生まれます。その継続というのは、数年ではなく10年、20年という長い継続ということになります。この直近の10年での投資を推測いたしますと、約4億円から5億円の投資を行っていかねばならないことも見えてまいりました。

あり方検討会では意見が分かれましたが、今後の村の状況を総合的に見ますと、村民の暮らしに直結する重要案件が多くあり、それへの投資が優先されるべきと考え、スキー場をやめることも致し方ないという思いで、配管の更新等1.2億円の大型投資を今度の新年度の予算からは見送りをいたしました。それにより、安定経営を求めてきた現在の指定管理者様は撤退を判断したということで、現在に至っております。

しかし、スキー場に私も何度か足を運ぶわけですが、そのたびに子供たちの様子を見たりスキー関係者のお話を伺うと、私の心も揺れ動いてきたことは事実でございます。現状ではまだ雪作りはできますから、安全を確保した上で、これは、例えば人身事故のようなことがあっては絶対駄目ですし、または法律的な面でもちゃんとした体制を整えていかなくちやい

けない、そういう安全ということですが、それらを確保した上で、傷んだ配管がもし見つかった場合には、それを一昨年、去年と同じような修理をしつつ、大型投資をせずに若干の持ち出しでスキー場の継続が可能であれば、寿命が来るまで運営できるのではないかという思いを持ち始めたところでございます。

村営では、スキー場の経営ノウハウは全くありませんので無理でございまして、継続は村自身でやるということは無理だと思っていた矢先、そのような条件でもスキー場の運営に興味を示してくれている業者さんがありまして、現在折衝中でございます。また、その業者さんが今後継続的にそのような条件で引き受けてくれるかは未定であります、現在折衝中でございます。

スキー関係者からも、大型投資をせずに継続の要望も出ておりまして、3月いっぱいまで各地区の声も集めるという今動きしております。

それらを踏まえて、継続することが最良と判断できれば、必要な経費を6月の補正予算で盛り込んでいきたいというふうに現在は思っております。

ただし、今までの基本的な考え方、大型投資10年で4億、5億という大型投資は、私はあり得ないと、村として判断はしております。

そういったことで、現在まだまだ流動的ではありますが、検討しているという段階であります。

そのほかの質問、二、三ありますが、それは担当課長のほうから答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私からは村長答弁以外の質問にお答えいたします。

まず、辺地対策事業債が従来どおり使えるという認識でよいかというご質問でございますが、県に確認する中、平成26年国の制度改正により、現在のスキー場特別会計、いわゆる公営企業を廃止し、一般会計へ編入する、いわゆる施設の位置づけを収益性のある施設から教育、福祉的な公共施設へ移行することで、辺地対策事業債の活用の可能性もあるとの見解をいただいているところでございます。ただし、移行に当たっては村民の理解が必要でございまして、起債を確実に借りることができるかも不透明な状況でございます。

次に、直近二、三年の指定管理施設、スキー場、キャンプ場、緑の体験館、コテージの経

営状況と施設ごとの村民の雇用状況でございますが、直近2年の経営状況を申し上げますが、指定管理者の報告では、冬季の緑の体験館、コテージの収支はスキー場事業の報告に含まれておりますので、その内容で申し上げますので、ご理解をお願いいたします。

まず、スキー場の平成29年度の収支は、収入が6,551万3,623円、支出が6,781万8,719円で差引きマイナスの230万6,093円でございます。平成30年度につきましては、収入が6,363万6,910円、支出が7,122万647円で、差引きマイナスの758万3,737円となっております。

続きまして、キャンプ場と緑の体験館、コテージ、ただし夏の期間でございますが、平成29年度収支は、収入が842万3,940円、支出が1,719万4,186円で、差引きマイナスの877万246円でございます。平成30年度の収支は、収入が1,167万355円、支出が1,446万1,829円で、差引きマイナスの279万1,474円でございます。こちらが状況でございます。

さらに、施設ごとの村民の雇用状況でございますが、こちらはもう今シーズンを申し上げますが、今シーズンのスキー場の従業員160名いらっしゃるということですが、そのうち村民は53名でございます。キャンプ場及び緑の体験館、コテージにつきましては、村民の雇用はございませんので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今数字的に辺地債の関係、また直近の経営状況、村民雇用というところでご報告いただきました。予想したとおりということではありますが、このスキー場だけをとれば、今はどこのスキー場もやはりこういった温暖化、その他の影響で雪不足というようなことで経営難であるということは聞いております。しかし、スキー場だけをとって見るのではなくて、やはりその周辺、キャンプ場、コテージ、その他、そういった村の観光施設を十分生かしてトータルで考えれば、今報告のあった雇用の状況を見ても、村民益につながるのではないかと、こんなふうに思います。

それで、スキー場については、先ほどの村長のといますか村の考え方、これは確かに大型投資は非常に難しいということは理解できました。継続しながら、やはりスキー場が中心になるかどうか分かりませんが、スキー場も含めたその一帯の管理を、今模索している指定管理者となる企業に全部渡してしまっているものかどうか、その辺がちょっと危惧するところですが、雇用の状況、その他も含めながら、お答えいただきたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のご質問で、今検討している、まだ決定ではありませんが、ある事業者さんに全部を丸投げして指定管理に出していいかと、そういうことですよね。

その件に関しましては、今まで過去10年を振り返ってみますと、まさしくそこが一番の問題であったと、村のやり方があまりいい方向ではなかったというふうに私は思っています。というのは、村の観光施設を村が設備投資をして、村のため、地域のために活用していくということにおいては、やはり朝日村が活性化するための策をいろいろ練り込んでいかななくちゃいけない、一緒になってそういった事業を盛り上げていかななくちゃいけないというのが、私は基本的だと思いますが、その点が今までは少し欠けていたように思います。

ただし、6万人のスキー客がいた頃と、2万人を切るようなスキー客がいた頃と、もう全然中身を見ますと、指定管理者さんの中身を見ますと、やはり非常に苦しい経営状況であったというふうにだんだんなってきたと。ですから、6万人いて、まだ村営でやっていた頃は、各種イベントを打ったり、人を集める、いわゆる各種イベントを打ったということがかなりありましたが、もう最近ではその余裕すらないということになってきたと思います。

今後のことを先ほどは聞かれましたけれども、今後、今の協議している業者さんとうまくいくなれば、私たちも一緒になって、朝日村の観光協会もいよいよこれから足腰しっかりしていかななくちゃいけないので、そういった観光協会等と一緒に、やはり一つの盛り上がりをつくっていく必要があるというふうに思っています。ですから、手放しで丸投げでということは、今後はあり得ないと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 従来、指定管理者にスキー場を特化した形で運営を任せてきたというようなことですから、これはもうプロがやることだから村としてはあまり口出しもできなかったというような部分もありましょうが、ここで切り替えて、やはりスキー場を降雪機が使える限り、そういった状態の中でそれはそれで存続しながら、規模が小さくても存続しながら、あとの観光施設との一元管理で、業者丸投げではないということは言われたんで、そこに村民がいかに関わるかと、ここが非常にこれからの大事なことだと思います。

そして、夏場の草刈り等、いろんな雇用面でも、シルバー人材センターの皆さんにお願い

するとか、もっとキャンプ場の整備もより使いやすく、より広くといいますか、そういったこともできるはずですし、そういう要望もあつたはずです。

ですから、ここが、そういったことで、ぜひ誰がやるにしても村民が関われる、この村をどうしていこう、村の観光をどうしていこうというところを主に、そこに重きを置いて、ぜひ次の計画を練ってもらいたいと、こんなふうに、これは要望であります。

以上で、1問目を終わりにさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問をさせていただきます。

鳥獣柵の管理と緩衝帯整備についてということであります。

鳥獣柵は、一部地域を除いてほぼ全村、全域に張り巡らさせ、柵の環境整備はそれぞれの地区で担当することとなっています。管理エリアに差があり、全村一律に完璧な管理は難しい状況になっています。

そこで、お聞きをいたします。

除草剤の提供等も含め、現在の管理状況を確認させてください。

ここで、先般、議員地区懇談会で出た要望を申し上げます。

1つ、鳥獣柵際のブロック積みの上や灌木等、地区での整備、伐採は危険がある。数年に一度でも行政にお願いできないか。2番目として、山際に隣接している地区には危険木がたくさんあり、住宅への倒木が心配である。以上、2点が出ております。

鳥獣被害防止のための柵、緩衝帯であるわけですが、近年の雨水とか強風等の気候変動による倒木被害を防ぐために、早急な対策が必要だと考えます。この辺も踏まえて、当局の見解を求めます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、今のお尋ねの件につきまして、鳥獣柵の全体の課題について私のほうからお答えをいたします。

現在、鳥獣柵の管理を各地区にお願いをしておりますが、年月の経過とともに幾つかの課

題が浮き彫りになってきております。ただいま議員が指摘されたとおりでございます。担当エリアが広過ぎて手が回らないとか、本当に危険な場所がある、困るといった声が多く聞かれます。特に、入二区のほうではエリアが非常に多くて、人手がもういないと、維持管理する人手ももういないということも直接聞いております。

そういった課題を認識しておりますので、今後は鳥獣被害防止対策協議会、これが主体となっているいろいろな物事を決めておりますので、そこの各委員さんの意見も聞きながら、今後は村でどのぐらいまでできていくのかというようなことを、早急に新年度になって検討を始めたと思います。

当初、この鳥獣柵を造る頃のお話としては、将来完成した折には、村のほうもかなりフォロー、バックアップをしていかなくちやいけないんじゃないかというような話も出ていたようでもありますので、そういったものも参考にしながら、協議会で対策を練ってまいります。

そのほか、今地区懇談会で出た具体的な内容につきましては、担当課長より返答いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私からも、村長と一部重なる部分はございますが、お答えさせていただきます。特に地区の要望等を踏まえた村の考えでございます。

当村で、先ほど村長が申したとおり、平成21年度より地域の住民の自力による鳥獣侵入防止柵等の設置の軽減を図るため、地権者や区、地区の同意により、朝日村の鳥獣被害防災対策協議会が鳥獣被害の防止柵の設置を行い、設置後の維持管理は、議員ご承知のとおり、区及び地区の地元が行うこととしてやってまいりました。しかし、大きな修繕が発生した際は、協議会の費用により修理しておりますが、現在、除草剤等の提供は実施していないのが現状でございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、整備するのは困難と思われる箇所や、入二区のように柵の延長が非常に長くて対応ができないということは、地区懇談会等でお聞きしてございますし、意見として村にも入っておりますので、十分認識してございます。

そこで、村長が先ほど申しましたが、今後は朝日村鳥獣被害防止対策協議会において協議してまいります。

1つ、山際に隣接している地区の危険木について、住宅への倒木が危険ではないかというご指摘でございますが、人家周辺の山林につきましては、おおむね私有林でございます。一

番は、適切な管理は基本的には所有者が実施していただくことが必要だというふうに捉えて
ございます。

また、当然、地権者の同意がなければ、誰がやるにしても実施はできませんし、費用負担
ということが発生いたします。今年度、当村にも森林環境譲与税が400万円譲与され、令和
2年度は倍の800万円の譲与があると見込んでございます。森林環境譲与税の目的は、森林
の整備を目的とするものでございます。

そこで、議員ご指摘の危険木の整備につきましては、この森林環境譲与税の活用を含めた
事業を考慮し、県等と相談をしながら実施の可能性も含め検討してまいり所存でございま
すので、それを含め、この鳥獣被害対策防止協議会にお話をしながら検討してまいりますので、
よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今、主として鳥獣柵の管理という部分で答弁をいただいた。最後のほ
うは危険木ということでしたが、私の質問も2つに分かれているような形で質問になってい
ますので、まず、鳥獣柵の管理の部分で、すぐできるのではないかとこの部分があります。
これは、住民がやるにしても、やはり大きな木ではなくて灌木とかありますね。あれは、例
えば刈払い機のちょっと強力なものになると思うんですが、それはある程度シルバー人材セン
ターの皆さんのようなプロに任せて、この質問にもありますが、数年に一度はやってもら
うと、あとは地区で管理しやすいというふうに言っております。確かにそうだと思います。今
のは、もうすぐ、予算的に確かにあるかもしれないが、すぐできることではないかというふ
うに思います。

それから、もう一つ、山際に隣接している危険木、いわゆる危険木ね、これは、今、西洗
馬方面でやられている緩衝帯、これは今年度どこまで行って、次にほかの地区ですね、古見
地区も含めてどういう計画にあるのか、その点、分かったらお聞かせください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員の2問目のご質問にお答えいたします。

まず、柵の管理の関係で、すぐに低い木ですかね、そういったものについては刈払い機等でシルバーさんに委託をしながらやったらどうかというご提案でございますが、まず、シルバー人材センターの皆さんに委託するかどうかは全く分からないんですが、もし参考までに民間の業者に委託した場合をちょっと聞いてみました。1周、今張ったところが大体24キロでございます。それを1回見ていただいたりすると、360万円程度かかるというような見積りをしてございます。ただ、予算として見積りをいただいただけでありますので、これだけの費用がかかるかどうかは不明でございますが、そういったものの当然費用がかかりますので、そういったものをどうやって今後対応していくかというものを含めて、やはり協議会の中で協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、危険木につきましては、緩衝帯というお話がございました。現在、今年度につきましては、武居城公園から上組地区を入れてございます。一番の理由としては、やっぱり猿が出てしまうという出没の危険地域を重点的にまず進めておりますので、その中で来年も上組地域を継続的にやっていくという状況になってございます。

その他、各地区には旭ヶ丘地区とか、そういったところも地区懇談会で要望が出ておりますので、状況を見ながらやらなければいけないのかなというふうに捉えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 緩衝帯をやれば、ある程度隣接する危険木は除去できると思うんですよ。猿が出る、熊が出る、これはもうどこの地区でも一緒なので、緩衝帯整備として柵から何10メートルか、何メートルかという、その規定の中でやってもらうようなことになれば、ある程度危険木の除去ができるんじゃないかと思うんですが、この点、今計画なければ、ぜひ森林環境譲与税等を使いながら整備をしてもらえればどうかと思うんですが、この点はどうでしょう。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、3回目のご質問にお答えいたします。

緩衝帯の関係でございますが、先ほど1つ申し上げましたが、鳥獣被害の防止柵の中、協議会の中でやっている事業でございますが、また、今回の危険木とはまた違う部分がございますが、当然その中で連携図れる部分があれば当然やっていければと思いますので、そういった中も含めてそれぞれの協議会の中で検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

森林環境譲与税はどういうところに使うかというところで、その中にやはり災害防止とか国土保全というような部分も十分明記されていますので、この点も考慮しながら、今後、柵周辺といいますか、住民周辺の森林整備にもぜひ尽力いただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、2問質問させていただきます。

質問の1といたしまして、第6次総合計画の執行に当たって。

小林村長におかれましては、初めての予算編成です。選挙公約「福祉あふれる元気で明るい村づくり」に向かって、新規事業27件、重点テーマ事業21件、建設事業19件、継続で事業内容拡大事業7件、継続で事業内容縮小事業2件、その他継続事業13件、多くの事業が多岐にわたり計画されております。これらの事業が計画どおり取り組まれ、業務戦略や活動の修正を加え、目標達成に最善を尽くしてほしいものです。

第6次総合計画の取組の策には、村民参画がスムーズにできれば良い結果が得られる事業

が多々あります。知恵と工夫を巡らして、村民と協働で成果を上げていただきたいものです。

建設事業が絡む重点目標には、関係者に計画を周知していただき、関係者ニーズを十分把握する行為は必須です。そうすると満足度の高い結果が得られます。

希望ばかり述べましたが、村長の政策に寄り添い、ソフト面で5項目ほど述べさせていただきます。2と3と4は、森林環境譲与税で朝日村を支援していただく提案です。

1といたしまして、朝日村の親善大使で、かつ内科医・医学博士の清澤研道氏を、朝日村健康村推進協議会出席医師にとどめるだけでなく、健康寿命の延伸などの健康村事業にご協力いただけるようお願いできないでしょうか。

2番目といたしまして、中京圏の西尾市と平成30年8月に災害時相互応援協定を締結しております。このことから、山なし都市と朝日村で森林整備協定を締結し、中俣か樫俣に「西尾の森」なる整備拠点を設け、子供、大人の自然体験と森林整備、クラフト体験などを提供し、コテージやゲストハウスの宿泊の利用増加を図ったり波及効果に努める。

3番目といたしまして、三重県の朝日村、平成30年10月、全国朝日会の友好親善協定を締結。山なし町と朝日村との森林協定を締結して、交流の場を拡大し、交流人口の増加を図る。

4番目としまして、東京都23区の自治体に呼びかけ、山なし区と朝日村で森林整備協定を締結して、「東京〇〇区の森」なる交流拠点を設け、交流人口増加の足がかりの場として展開していく。

5といたしまして、首都圏に在住、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木で朝日村にふるさとを持つ方々、平成18年頃まで東京朝日会なる交流会があり、毎年交互で開催されてきました。復活を希望する首都圏在住者の方々もおります。再開するお考えは。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 林議員の質問にお答えいたします。

第6次総合計画の執行に当たり、必要な予算編成をいたしました。林議員よりご理解をいただき、エールを送っていただいたことに感謝を申し上げます。言われるとおり、知恵と工夫を巡らして、村民と協働で成果につなげてまいります。

ソフト面に軸足を移していくと所信でも述べましたが、早速のご提案について考えを述べます。

①の件、清澤先生には、親善大使としてご協力をいただいております。併せて、朝日村健康村推進協議会の委員をお願いしております。ご提案の健康村事業にも協力をとありますが、現在大変お忙しい中にご協力をいただいておりますから、ご察しいただければと思います。

なお、健康村推進協議会の折にも、野菜をもっと取れるような活動をしたらどうかというようなご提案も清澤先生からもいただいております。

健康村事業は、昭和39年頃から始まって、もう既に長い年月が過ぎており、過渡期を迎えてもいると思います。再活性化策として、新たなスローガンや具体的な活動を今後検討してまいります。既に検討している内容としては、健康診断の受診率をどのように向上したらいいかというようなこと、または、健康ポイントでそういったことができないかなとか、いろいろな策を打っておりますので、今後もっと明確なスローガンになり、もう少し明確に村民が活動に参加できるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

②から④は、先ほども議員おっしゃられたように森林整備協定に関する提案でございますので、担当課長より答弁をいたします。

⑤の東京朝日会の復活ということに関してですが、周辺の市町村もそのような会があって、都市圏と、これは東京ばかりでなく名古屋、大阪と、そういった交流を図っているということも聞いております。

朝日村では、以前、東京会があったようですが、どのような背景からそのような会をやめたのか定かではありませんが、昨今の交流人口、関係人口を増やすというようなこと、それによって人口減少を最小限にとどめる大事な策でもありますから、復活ができるならば、それに向けて検討してまいりたいと思います。

なお、詳しくは担当課長より追加の答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 担当課長からの答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私からは、森林整備協定の関係についてお答えいたします。

愛知県西尾市、三重県朝日町、東京都23区との森林整備協定については、同内容でございますので関連しますので、一括してお答えいたします。

議員ご承知のとおり、朝日村第6次総合計画におきまして、森林の保全と資源の活用を推

進するため、森林の整備等を通じ、村民同士や企業、村外の人が交流する機会や場を設け、体験、交流の促進を行うこととしております。

現在、森林を有効活用した交流として、村とダイドードリンク株式会社様と、また、三区生産森林組合と相澤病院様と、県の森の里親制度により森林整備と交流を推進しているところでございます。

そこで、議員ご提案のとおり、まずは、現在村が交流しております西尾市や三重県朝日町との森林整備協定につきましては、今後どのような取組がお互いに連携が図れるのか、職員間同士で協議させていただければと思いますので、お願いいたします。交流が実施できれば、クラフト体験館や緑の体験館、コテージ、ゲストハウスなどの誘客増につながると捉え、交流人口の拡大も図ることができると思いますので、検討を前向きにさせていただきます。

次に、東京23区との森林整備協定ですが、議員ご承知のとおり、平成31年、この令和元年度より森林環境譲与税が始まりました。森林環境譲与税は、森林の整備を主目的としておりますが、朝日村のような山間部は森林整備の促進、森林があまりない都市部の市町村は森林整備の促進に資する木材の利活用や普及啓発、また、山間部の市町村における水源の森づくりを協働で行ったり、都市部の住民が参加して植林や育林活動を実施したりして、新たな都市山村の取組が期待されているところと考えております。

そのような中で、どういった連携や交流が実施できるかを検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは、東京朝日会につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

朝日村におきましても、東京都をはじめ神奈川、埼玉、千葉、茨城などの首都圏在住者の村人会、これ正式名称は東京ふるさと朝日会と申しましたけれども、ちょうど17年前の平成15年に発足をされておりました。この東京ふるさと朝日会でございますけれども、当初は村が設立の準備を進めておりましたけれども、その後、首都圏在住の数名の皆さんで発起人会を立ち上げていただいております。発起人会の皆さんは、村会には村が立ち上げるものではなく首都圏在住者らが自主的に立ち上げるものとして、その後も村と連絡を取りながら、この村人会の設立に向けて準備を進めていただきまして、平成15年6月に、村長をはじめ村の

関係者も出席する中、東京の新宿で設立総会が開催をされております。発足当時の会員名簿は300名に上りまして、設立総会には102名が出席をされたようでございます。その後も毎年1回の交流会が東京で開催されておりました、村からも多くの関係者が出席をしておりました。

その後でございますけれども、発足から4年が経過しました平成19年度、この交流会につきましては、朝日村の中央公民館で開催をされております。東京ふるさと朝日会からは55名の皆さんが来村されまして、村からも110名参加したと記録に残っておりますけれども、これを最後に交流会は開催されていないようでございまして、会は自然消滅してしまったようでございます。

当時の発起人の方何名かと電話で連絡を取らせていただきましたが、発足から17年が経過しております、発起人の皆さんも80歳を超えるような状況でございます。当時の名簿の皆さんも団塊の世代よりも上の年代の皆さんが多かったため、皆さん高齢になっているようでございまして、この会の再開というのは、すぐに再開ということは難しい状況でございますので、世代も代わっているようでございまして、新たな組織の立ち上げを含め、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、清澤研道氏の朝日村の健康村事業にお忙しい中でも何とかしてほしいよという思いの中には、私も清澤さんと、患者というんじゃなく、それとなく接したとき、清澤さんのおっしゃっていた、患者や安らぎを感じ生きている喜びを持てるような言うんですね。そういう気持ちで現在多分相澤病院さんのほうで活躍されていると思うんですけども、お忙しい身はもう重々承知でこんな提案をしているわけなんですけれども、いずれにしても、貴重な財源で、特に信大の大内科で13年間、例のC型肝炎の撲滅に邁進されたと、そういうような実績も持っておられますし、できるだけお忙しい中でも有効に活動してもらって、そういう場をぜひ提供していただいて、朝日村民が健康に対して関心を持てるような、そういう場をぜひつくっていただくようなことで、この要望は閉じたいと思いません。

それから、次に、今回の森林環境譲与税に絡むことで、村では森林アドバイザーを配置す

るといふことで、それなりきの、多分これは会計年度任用職員になると思うんですけども、どのような人材を考えておられるのか、その辺について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度にこちらのほうが考えてございます林政アドバイザーでございますが、林政アドバイザーは国の施策によって決められた方でございますので、基本的には林政に精通している方でございます。村といたしましても、林政、林務の関係のやはり専門的な知識が不足している部分がございますので、そういった方を採用させていただいて村の林政に携わっていただきます。

特に仕事の内容といたしましては、後ほど出てきますが、森林管理計画、そういったものを立てる中で、村の山の実情をよく御存じでいらっしゃる方の採用を予定してございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の課長からの答弁ですと、やはり朝日村在住の方を登用するという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員の3問目のご質問にお答えいたします。

今のご質問でございますが、基本的には村内の方を採用したいと考えてございますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今の答弁で、ぜひ朝日村の、他のもし今後森林環境譲与税を有効活用

するということで、要するに東京都とか友好親善町との、もしそういうところで締結ができれば、そういう方たちが朝日村に来て、そういう協定を結んでよかったというような、そういう場所を選んで、そういう対応ができるようなプランを立てて対応できるような、そういう人材を対応していただくことはありがたいと思います。

それから、次に、これは今年度、森林環境譲与税の用途に関しては800万という話が先ほど出ていました。それで、そのうちの450万が松くい虫対策に対応するというので、あと残りの350万がこれらのところに対応されると思うんですけども、この辺についてはこれから対応していけば、当然私がこの話を急いでほしいというのは、やはり令和6年には、当然国民に森林環境税が1人当たり1,000円課せられて、それ以外にも課せられるというような形になってきて、もうその辺になると、もうそういう協定を結ぼうとしても、やはり相当もう行き届いてしまうと。

朝日村は、やはり一歩先んじるんじゃないけれども、去年から始まっていますから、ぜひこれは観光協会の増強も加味されていると思いますけれども、ぜひ急いでいただいて、協定なり何なりを早急にアクション取っていただいて、そして締結できるような方向に持っていただいて、森林環境譲与税で朝日村に多くの方が来村して、それぞれの森林の業務なり自然体験をして朝日村の良さを理解していただいて、場合によってはここに長期間滞在したり対応できるような、そういう対応ができるような方向をぜひ取っていただきたいと思いますが、その辺については、そんな思いでいいのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の質問の件ですけれども、現在、先ほども答弁の中にありましたが、2つの団体とそういった朝日村で育林ですね、そういったことを今現在やっておりますが、実態は、そのために多くの人の手間をおかけいただいているというのが実態であります。例えば、ダイドードリンコさんの場合には、村の森林のクラブの皆さんとか、それと、相澤病院さんの場合には三区生産森林組合の委員の皆さん、ですから1つの事業をやるには非常に多くの手間が、いろんな協力が必要です。ですから、議員のおっしゃることも分かりますが、一步一步進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 東京23区の人口を見ますと、一番少ないところで千代田区が5万8,000人ぐらい、一番大世帯というのか多いところは、世田谷区が90万を超えているというように、やはりこういうところにはそれ相応の森林環境譲与税が眠っている、眠っているという表現はあれですけども、そこに交付されていますから、そういうのを当然有効活用させていただくためには、ぜひその辺は積極的に対応していただいて、それによって村の事業に携わる人たちの条件も出てくるんじゃないかなということで、双方で森林環境譲与税を対応していただきたいなと思います。

これをもって、この質問は終了いたします。

○議長（塩原智恵美君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2番目といたしまして、コテージの利用者の確保対策は。

平成26年12月に開業したコテージ、利用度は年間で1,500人未満、スキー場の存続とも多少は影響があるのか不明ですが、今後の維持管理を考えたとき、何らかの対応を検討しておかなければなりません。

村からは、軽井沢プリンスホテルのコテージ並みの仕様だと伺っております。今までは宝の持ち腐れの感がありましたが、何か目玉と考えたとき、愛犬のドックランを考えられます。この事業は、芝を張ったドックランと緑の体験館とコテージが一体となったエリアで、愛犬家には大好評になると思われま。

1983年、次郎・太郎の樺太犬の映画「南極物語」でメジャーデビューした俳優犬のドックトレーナーの宮 忠臣氏、針尾中通出身で、旧姓は鶴木さん、1983年から2019年まで19本の映画のトレーナーとして活躍中です。宮氏は、我がふるさとのお役に立つのであれば、可能な限りお手伝いをするとのコメントはいただいております。

お考えをお聞かせください。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの林議員のドックランという問いにお答えいたします。

コテージを含む一帯の活用をどのようにするかということについては、当初、高橋議員からの質問にもありましたとおり、非常に大きな課題があります。キャンプ場だとか緑の体験館、コテージ、それとコロシウムですね、それらを点から面につなげるということは今まで言い古されている言葉ですが、そういった活用を図っていくということは、本当に総合的なそういった見直しが必要であり、急務であるということも理解しております。先ほどからも出ておりますけれども、観光協会だとか、そういった専門業者と一体となった、もちろん村も一体となった政策が必要不可欠だと思っております。

ただし、ご提案のドックラン、これは利用度を上げるための一つのアイデアとしてはよろしいと思うんですが、世の中、犬嫌いのお客様もいるわけですし、ドックランで宿泊を伴うといえば、犬の鳴き声だとか、非常にその辺は一長一短に考え方を統一できるというものではないというふうに理解しております。

それと、今までもドックランということは、あそこのスキー場で夏場やったようですが、成果がなかったということもお聞きしていますし、塩嶺峠のほうでは大規模なドックラン施設、コテージも含めたドックラン施設があったんですが、それも数年でもうやめてしまうとか、非常にこれ一本でどうこうなる問題ではないというふうに私は捉えていますので、総合的にいろんな面で見直しをして、利用度を上げていくということが必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。ドックランはちょっと無理かなという、今私は思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、コテージを今度どういうふうにするかは定かでないんですけども、やはり村民の皆様からは、そんな立派なコテージ造ってもなかなか遠い存在にあるということで、村民に親しまれるような料金体系とか利用方法とか、その辺はどのように考えているのか、この場でちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたしますが、コテージが遠い存在になってしまっているということで、親しまれる料金体系等の関係でございますが、基本的に今指定管理者さんにやっていた中で、そういったご意見があるというのは重々承知もしておりますし、ただし、指定管理者さんの中で運営というものを任せられた中でやってきた部分もございますので、それは一部認識をしてございます。

新しい体制の中でどういうふうやっていくか、村民重視、中心となったコテージになるように検討してまいり所存でございます。

なお、令和2年度に各観光施設、またその運営についてどうしていくかということをやっていくということが、この令和2年度の最重要課題として捉えておりますので、その中で検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしても、年間利用率で最大で1,500人そこそこというような、そういう状況ですから、やはりこれをより活性化するためには、それなりきの考え方の転換も必要じゃないかなと思います。

そんなことで、ぜひ村民の人たちが利用しやすいような、そういう体系を整えていただいで対応していただきたいなと思います。これは要望です。

それから、あと、ドックランの件なんですけれども、いずれにしても緑の体験館が今完全に空白になっていますけれども、あれをどうやって使うかということに関しては、やはり何らかの措置は講じなくちゃいけないんじゃないかなと思います。当然、愛犬家もおりますし、犬嫌いさんもおりますから、そういうことで。この話を持ち出したのは、やはり日本の中で、日本の中というのか、やはりドックトレーナーとして第一人者で、そういう実績を持っている方が、やはり東京に住んでおられ、本拠地、実際活動している場は北海道の稚内のほうなんですけれども、そんなことで、やはり一声かけると、それなりきの集客も期待できるというようなことで、やはり朝日村に人を呼び込むという、呼び込んで交流人口の対象になるには、そんなこともぜひ考える必要もあるのかなということです。

以前、村長は鉢盛ブランド的なことを言っております。これについては、やはり食べるものとかそういうものでなくて、やはりそういうイベントで、多分鉢盛山登山マラソンもその

一環でしょうけれども、やはり何かそんなところで、別の変ったイベントも考えたらいかがかなんて思っております。思いとしては、片方が人間の登山マラソンであれば、お犬さんの鉢盛ワンワンレースとか、そんなようなことをやって、多分ちょうどいい時期にやれば愛犬家の方は出てくる、こちらのほうに出向いてこられるんじゃないかなろうかということで、その波及効果も期待できるものですから、その辺はいかがかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ご提案として受け止めました。確かにいろんなイベントを企画するということが大事だと思いますので、その一つとして捉えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それから、これは、ちょっと古い話になりますけれども、平成27年7月19日でしたけれども、NHKのテレビで「課外授業ようこそ先輩」という、そういうシリーズのテレビ番組がありまして、そこでこのとき、ドクトレーナーの宮 忠臣さんが講師として招かれたというよりも、そういうことで、ようこそ先輩ということで、朝日小学校の中でそういう講話を得ました。そのとき私もやはり見学、傍聴に行きまして、子供らが本当に彼のすごさ、一挙一動に対して非常に見る目が違うんですね。そんなことで、やはり子供らのそういう姿を見ていると、やはりそれなりきの愛犬家なり、そういう動物に対する見方とか、そんなようなこともいいなと思ったものですから、また、そういう機会がぜひ取ればいいなと思います。これは、教育委員会さんに、そんなことがもし可能であれば、そんな機会をつくっていただければありがたいかなと思います。これは、あくまでも私の思いと
いうか、要望です。

以上をもちまして、私の質問を終了いたします。

○議長（塩原智恵美君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時19分

○議長（塩原智恵美君） 皆さんおそろいですので、本会議を再開します。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

私は、3項目について質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、地区（地域自治組織）加入促進についてお伺いいたします。これまでも何度か、また何人もの議員の皆さんから質問されている問題です。

今議会冒頭の村長の議案説明の中で、地区コミュニティに関する検討委員会を、区長さん、地区長さんに持っていただき、問題解決に近づけたいという方針が示されました。大いに期待するものです。

地区・常会組織は自治組織であって、行政から積極的に押しつけるものではないという考え方が一般的にはあるようですが、私は、小林村長が推し進める、みんなで村政に参画しようという基本方針を実現するためにも、村づくりの主人公として関わっていただく基盤としても、全世帯が自治組織、地区に加入していただくという強い意思を、現在未加入の方やこれから転入してくる方に村として示していただくべきではないかと考えます。

そのために幾つかの質問と提案をさせていただきます。

1として、地区検討会を区長、地区長に持っていただくとは、具体的にはどのような内容なのか、どんな組織を想定しているか、お伺いいたします。

2として、地区割の問題は、昔からの地縁や財産区等の関係もあり、大変難しい問題です。現在入り組んでいる地区を地図上で新しく線引きして、行政区、地区を決めるには村民の合

意形成に時間が必要と感じていますが、いかがでしょうか。

3として、地区を脱退した方や未加入の方から、いろいろな役が多くて嫌だから、年齢的に役ができないから地区を抜きたいなど理由を聞いていますが、村のほうでは防災会の問題と併せて検討していくと前回回答がありました。現在の役員の在り方についてどのように捉え検討していますか、進捗状況はいかでしょうか。特に公民館役員関係については、行事を含めて、現在どのように考え、どのように審議をしているかをお伺いします。

4として、地区加入費や区費、地区費、施設建設負担金が高額で負担感が大きいとの声も聞いています。行政のほうでは、区や地区の負担金の実態を把握しているか、お伺いいたします。

5として、未加入者やこれから転入する方、特に住宅を新築され転入する方に対して、自治組織への加入の説明、促進するパンフレット等は現在ありますか。

6として、転入者への説明や生活のフォローをしたり、未加入者に対して相談を受けたり加入を継続的に勧める係を設置するお考えはありませんか。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

最初の検討会を区長、地区長さんをお願いする云々の件ですが、私はこのように考えております。区長、地区長さん全員だとかなり大人数になってしまいますので、区長さん与其他、地区長さんのほうは代表する方で結構だと思うんですが、そういった代表の皆さんにお集まりをいただくようにして、地域の在り方検討会なんていう名前が適切かと思うんですが、そのような検討の場を設けていきたいと思っております。スキー場の場合もあり方検討会で議論をいただいて、いろいろな方向づけの参考というふうにさせていただきましたので、同じイメージで意見をお伺いしていきたいというふうに思います。

具体的にどのように考えているかということまで多分質問の中に入っていると思いますが、まずは、入二区が一番問題を抱えているというふうに理解しておりまして、役につける、または役をやる人がいないということで、それらに関する解決を図っていきたいというふうに思います。例えば極論ですが、入二区が他区と色々な行事で合併をした行事であってもいいと思いますし、そのような多分議論になっていくんじゃないかというふうに思います。

それと、②の地区割という問題であります。私は、縦に線を引いて地区を再編成するなんてことは考えておりません。現在そういったことでの問題点というのは、私は理解しておりませんので、もし、小さい町会で、先ほどと同じように、村いろいろなところからの役員を選出してくれと言われても人がいないよというようなこと、同じようなことが重なるのであれば、小さい常会同士が一つの組織として役を決め合うというようなことがいいんじゃないかというふうに思っています。ですから、地図上で線を引いて、1常会、2常会なんていうことは、私は考えておりません。

③から⑥の各問いについては、担当課のほうから説明、お答えをいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 中村議員ご質問の地区加入促進についてお答えいたします。

私からは、3番目の現在の地区役員の在り方の検討状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、村から地区へ選出をお願いしております役員は、公民館役員を別といたしますと、地区長、保健補導員、赤十字協賛委員、安協班長、また、5年に一回の統計調査員を入れて5つの役員となっております。

現在の進捗状況であります。今年度は地区非加入者の方へのアンケートを実施いたしました。現在集計中であり、来年度の検討材料とする予定となっております。

また、来年度は、今年度から来年度にかけて見直しを進めております防災計画の地区と地区防災会の在り方と併せて検討してまいります。

次に、4番目の地区加入費や区費、地区費の実態のご質問にお答えさせていただきます。

地区へ加入するときの経済的負担の状況調査につきましては、過去に実施してきておりますが、年数も経過しているため、来年度、改めて調査実施をする予定としております。

次に、5番目の転入や住宅を新築された方への自治組織への加入促進パンフレットのご質問にお答えさせていただきます。

村では現在、自治組織への加入促進パンフレットは作成してございません。

最後になりますが、6番目の転入された方への説明、生活フォローや地区非加入者の方の

相談、加入促進の係の設置のご質問にお答えさせていただきます。

村では、転入手続の際、役場窓口で、住所異動、上下水道、生活ごみ、児童手当の手続をご案内し、住民の皆様配布しております暮らしのカレンダー、防災マップ、防災無線資料などの資料をお渡ししています。また、併せて転入される新住所の地区長さんをご案内しているところであります。その他の問合せ窓口といたしましては、総務課が窓口として担当させていただきます。

現在、新たな係設置の予定はございません。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） それでは、私のほうからは、中村議員の3番の後半部分、公民館役員関係については、行事を含めて、現在どのように考え、審議しているのかのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、公民館関係の役員の現状でございますが、公民館正副館長、分館長、分館主事、館報編集委員、スポーツ推進委員、体育部等の役員について、各地域より選出いただいております。これは、村の公民館規則をはじめとするそれぞれの規則に基づいてお願いをしているものでございます。

これらの役員の選任につきましては、地区によっては人数が少なく、何回も役をやっているなどの理由で、選出することが困難になっているとの声があることは承知をしているところでございます。

また、行事につきましては、長寿を祝う会、お夏祭り、文化祭などの文化的行事をはじめ、ジョギング大会、野球大会、体育祭などの体育的行事を、分館、役員、事務局が中心になって事業を計画、実施しているところでございます。

これらの行事の在り方や役員選出などの課題に対しましては、今年度発足いたしました社会教育委員会、公民館運営審議会にて検討をいただいております。今年度2月までの委員会では、体育祭の地区対抗方式の見直しや役員の負担軽減についてご回答を受けております。

今後につきましては、人口の動向や時代に即した公民館事業の在り方や役員選出方法を総務課とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 村長のほうから、検討委員会を区長、地区長さんという形で組織していくと、全員ではないというような答弁をいただきましたが、区長さんは大体長くて2年、それから地区長さんにいたっては1年という短い期間の任期でございます。ですので、問題を長期的に把握していくということには、ちょっと無理があるのかなというふうに考えます。

そこで、村長、先ほどあり方検討会というような形でもっていただけたらどうかということでもございましたが、私も全くそのような検討会をつくっていただけたらなというふうに思っております。

ただ、村づくり、それから防災の観点からも、もっと大きな組織にさせていただけたらなというふうに要望したいと思います。第6次総合計画を検討したときのように、区長や地区長さんの代表以外にも公民館や社会福祉協議会、それから各種団体、未加入者の代表者なども加えた、広い意味での検討会をもっていただければいいかなというふうに思っています。たくさんの中で一つの審議をするのはなかなか難しいので、この前の6次総合計画の中でも分科会をもってやったことがありましたが、そのように幾つかの分科会を設けて区割や地区割、消防、防災、ごみステーションの整備や衛生美化活動、災害時の防災の自衛組織、子供や高齢者の見守りといったような諸課題についても、ぜひ検討していただきたいと思います。

先日、新聞報道では、安曇野市のほうで各いろいろな団体に地区加入の要請をしている報道がありましたが、そういう活動を通す中において、村長のほうから各団体に対して自治組織加入の要請をしていただく、そして、各団体がそれぞれ要請を受けてできることややり方を検討して、継続的に転入者や未加入者の方にいろいろな機会を通して粘り強くお願いしていけるような体制を取っていただけたらと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいま中村議員のいろいろご提案いただきましたものを参考にして、今後、推進組織を立ち上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問をお願いします。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 前回、高橋良二議員の答弁したとき209世帯だったと思うんですけども、非加入者が、それが今現在どのぐらいの割合になっているのか、何世帯になっているのか、それから、また、それが全世帯の中で何割ぐらいになっているのか、分かるようでしたら教えていただければ。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 中村議員ご質問の地区の非加入者の世帯でございますけれども、今手元に正確な数値を持ち合わせてございませんけれども、今回地区の非加入者世帯アンケート実施をいたしまして、発送した数が200世帯を一部切っております。190数世帯でありましたけれどもということで、正確な数値はお伝えできませんけれども、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） いずれにしても200近い世帯が未加入、村長、さっき非加入と言いましたけれども、加入してない状況というのは、やっぱり村政運営にとって非常にマイナスになる部分が多いかと思えます。ぜひ、いろいろな機会を設けて推進して、加入の推進をしていただけたらと思えます。

あと、組織のほうの見直し、役員の見直し等の問題でございますが、前回も同じような回答をいただいておりますが、やはりこれも必要なもの、必要じゃないもの、どうしてもそれを役員にやらなければいけないのかどうか、その辺のところを一つ一つ役員の検討をしっかりといただいて、ぜひとも住民負担が少ないような形で、継続するものは継続する、廃止するものは廃止するような方向で進めていただければと思えます。

以上で、私の1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 2つ目の質問です。職員の待遇向上及び職員教育・研修について。

村は、新年度より人事評価システムを導入し、公正な人事評価の実施と評価結果に基づく処遇改善を行うとして事業費を予算化しています。今までシステムがなかったこと自体が不思議であります。今まではどのように評価をしていたのかと調べてしまいます。システム導入が適正に運用され、職員が納得できる評価と適正な教育的指導、処遇改善が行われることを期待するところです。

また、各種研修を通して職員の意識改革が図られ、働き方改革や離職防止につながることを期待するところです。

そこで、お伺いします。

1として、人事評価の中には当然職員の待遇も評価対象になろうかと思いますが、村民の方から、「役場は新しくして立派だが、前よりも行きづらくなった」「職員との距離が遠くなり、親しみやすくない」「声をかけないと誰も席を立ててこない」「敷地内や庁舎内で職員とすれ違っても、挨拶や目礼がない」と村民からご意見を伺っています。民間企業であれば常識である、待遇マナーや村民に寄り添うという配慮が不足しているのではないかと私は感じております。

村長は、現在の待遇状況をどのように評価されていますか。

2として、公務員としての、いや社会人としての待遇マナー研修はどのように現在行っておりますか。

先月2月11日の新聞報道では、松本市は外部機関に委託して、市職員の窓口や電話での対応がきちんとできているかの待遇実態調査を行いました。その結果は、S、A、B、C、D、5段階評価のB判定であったと結果を公表しました。報道では、窓口対応では、来客への返答は同じ課内で共有し、相手が聞き取りやすい明確な説明を、してない、できないと否定で終わらないようにという改善点を指摘されています。市は、それを踏まえてフォローアップ研修を行っています。

村ではそのような外聞の目による評価と改善を行う考えはありますか。

3として、その中でも健康・医療・療育・福祉部門について個別相談が非常にしにくいという村民の声をお聞きします。以前は福祉センター等で保健師や介護専門員に気軽に声がけ

をして相談に乗ってもらえたが、新庁舎になってカウンター越しでは、相談するのに気後れてしまうと、このような村民の声を把握されていますか。

4として、若くて優秀な職員がたくさんおりますが、職員と話す中で、非常に仕事量が多く長時間労働となっており、疲れている。そのため、休みの日でも何かしようというような意欲が湧いてこないと伺いました。職員の超過勤務の実態はどのような状況になっていますか。

5として、職員のフォローアップ研修、階層別研修、ブラザー制度、先輩職員が後輩職員を公私ともに支援する制度等は現在村にありますか。また、職員の自主研修に対して交通費や研修費の補助制度はありますか。

以上、質問いたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいまの、村長は接遇状況をどのように評価しているかという問いであります。先ほど例に示されたようなことが日常茶飯事起きているのであれば、深くお詫びをいたします。そして、すぐに改善を図ってまいります。出前村政等でも数件ご指摘を、そのようなご指摘もいただいたこともあります。すぐに改善指示を出して、職員一丸となってそういったことを改善していくということで動いております。

言い訳ではありませんが、私も経験していることをちょっとお話をさせていただきますと、まず、庁舎が広くて明るくなったということで、旧庁舎のあの近さ、あの暗さというものはありません。ですから、非常にお客様、来庁されるお客様の顔が見えにくいということが事実であります。私も今眼鏡をかけていませんが、近場は何も要らないものでかけていませんが、近視なものですから遠くはぼやけているというようなことで、眼鏡を外すとやはり遠くの人顔が分からないということで、そういった方からは失礼をしたことも、もしかしたらあったかというふうに思います。

それと、明るくなったがゆえに今度は逆光になりまして、スタッフ、職員の席から、お客様である村民の顔が真っ黒くなってよく見えないというのが今実態であります。そういったことで非常に、もしかしたら、あの人はすぐに挨拶しないだとか、顔こっち見たのに何も黙っているとかというようなことに、もしかしたらつながっているかもしれません。そういったことはなるべくないようにしてまいりますので、お願いいたします。

それと、そういったことに対して職員への、例えば教育等でありますけれども、これは、一律にああしろ、こうしろということは、私はあまりよくないことであると思っております。職員もみな個性がありまして、そういった個性を尊重することも大事であるというふうに思っております。

役場の職員、当然お客様は住民の皆さんですから、住民の皆さんに対するサービスというのは、これは当然大事なことでありますから、必要な事項はみんなでフォローアップして、ああしよう、こうしようという改善を図ってまいりますけれども、あまり無理に言いますと、得意な人、不得意な人もありますから、指導の度が過ぎると、また逆にハラスメントということにもなりかねませんので、その辺は様子を見たりしながらフォローしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、常に親切、丁寧なお客様対応、住民サービス向上ということは必要なことでありますから、そういったことに徹してまいりたいと思います。

そのほかのご質問については、担当課長より答弁いたします。よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 中村議員ご質問の職員の接遇向上及び職員教育・研修についてお答えいたします。

初めに、2番目の職員の接遇マナー研修計画と接遇実態の外部評価と改善の予定のご質問にお答えさせていただきます。

職員の研修計画は、年間を通して計画的に現在実施しております。一例を申し上げますと、新規採用職員に対しては3月に新規採用内定者事前研修会、4月に長野県市町村研修センター主催の新規採用職員研修を予定しております。その他の職員につきましては、同じく長野県市町村職員研修センター主催の顧客満足度接遇向上研修及び窓口接客とクレーム対応研修へ数名の受講を計画しております。

外部による評価と改善は、来年度の人事評価で接遇を評価項目として位置づけ、評価と併せ改善を進める計画です。また、定期開催の課長会議により随時情報共有し、改善を現在進めております。

また、外部による評価と改善につきましては、今後、近隣自治体の状況を精査し、検討したいと思っております。

次に、4番目の職員の超過勤務の実態のご質問にお答えさせていただきます。

昨年の12月議会の条例規則の改正により、令和2年1月から職員の超過勤務の上限は、職員1人当たり月45時間、年間360時間と定められました。現在、令和元年度の累計超過勤務時間は、この2月末現在で、職員1人当たり月平均10.6時間、年間117時間の状況であります。

なお、来年度導入予定の電子決済システムによる超過勤務・休日勤務の電子申請と、同じ来年度スタートの人事評価による勤務状況の定期的管理により、就業時間等の管理が厳格化され、職員に対する負担軽減を図り、働き方改革を進める予定としております。

最後に、職員のフォローアップ、階層別、ブラザー制度は現在実施しているか。また、職員研修への旅費等の補助制度のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、職員のフォローアップ、階層別、ブラザー研修は、長野県市町村研修センター主催の研修に参加しております。一例を挙げますと、階層別研修といたしましては、新規採用研修、採用後の4年から6年の職員対象といたしましては一般職員研修、採用後10年から15年の職員対象は中堅職員研修、そして、係長研修、課長研修となっております。専門研修といたしましては、人事、税務、財務、構成執務別の研修、また、特別研修といたしましては、コミュニケーション、コンプライアンス、コーチング研修といった研修内容となっております。

なお、ブラザー研修につきましては、実施しておりません。

また、今後の研修計画では、職員の視野を広める資質の向上を図ることにより、村民の期待に応えられる村行政の高度かつ効率的な運営を目的とした海外派遣研修を予定しております。

次に、職員研修への旅費等の補助制度につきましては、補助制度は定めてございませんが、研修会への参加負担金、旅費等につきましては、村の予算で対応しております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 私からは、中村議員3つ目のご質問、個人相談の窓口対応についてお答え申し上げます。

窓口にお見えになって、声かけがし難く不愉快な思いをされた方がいらっしゃったこと、まずもっておわび申し上げます。

新庁舎となりまして、住民福祉課分野の事務は1か所に集約がされ、中村議員がおっしゃ

いますように、健康・介護・療育・福祉分野での相談窓口が集約され、複数の相談が住民の方が移動をせずに対応ができるようになり、住民サービスの向上が図られたと捉えております。一方、事務所が広くなったことで、議員がおっしゃいますデメリットもございました。

その対応策としまして、住民福祉課内の相談は個人情報が多いことから、相談者の方がお急ぎではない限り、相談室にご案内をしまして対応をしてきております。また、ご希望やケースによりまして、個人のお宅へ訪問相談を行っております。

また、新庁舎への移転当初は、急に事務所が広くなり気後れがしてしまうとのお声があったことから、担当窓口の場所の表示看板を独自に設置したり、手続で来朝される場合には、通知文書に4番窓口にお声かけください等、来朝された際に迷われないよう配慮も行ってきております。

また、窓口で声に出したくないという妊娠届や母子手帳の交付、女性の方のみの検診申請、障害や精神の疾患などの申請手続等は、指差しで要件と窓口等を伝えられるよう、手続内容をシート化することでプライバシーに配慮し対応をしてきております。

相談者の方は、対応する職員の多くが同じ村民であることから、プライバシー情報を開示することが心的負担になっているかと思えます。そういったことも配慮をしつつ、相談対応をしてまいりたいと思っております。重ねまして、窓口対応におきましては、親切、丁寧な対応をこれまで以上に徹底してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今村長のほうが答えていただきましたが、村民の声を聞く限り、まだまだ接遇に対する努力が必要なのかなというふうに思っております。それについては、村長のほうから今後取り組んでいくというお言葉をいただきましたが、非常にそれを期待するものですし、それから、職員の研修についてもたくさんの研修をしているということでございますので、それが身になるものとなってほしいと思うところです。

あと、意外と職員の皆さんの勤務状況の中で残業時間の捉え方、私はもっと多いかと思っていたんですが、実態はそんなに、私が現役時代なんかは優に40時間超えたりとかしているようなこともありましたので、時代が違うのかなというふうな認識も持ったところですが。ただ、こういう小さい自治体では、職員は特に住民に近いことが非常に大切だと思っていま

す。解決が今すぐできなくても、困ったらすぐ来てくれるとか、現場を見てくれるというような、腰の軽い職員の教育に努めていただけたらと思います。

それから、先ほど住民福祉課長のほうからご説明いただきましたし、様々な努力をされているということですが、私も関連してちょっとご質問したいんですけども、この1年間、私も来庁する機会が多くなりましたが、健康相談室、ホールの角にある健康相談室が一度も開いたところを見たことがないというのが実情でございます。先ほど説明もありましたが、どのように活用しているのか、また、利用状況はどうなっているのか、また、本来どのような目的を持ってあそこが開設されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、庁舎の新設となりました健康相談室の利用につきまして、ご説明させていただきます。

健康相談室は、健康の關係に特化しまして利用しております。例えば乳幼児、特に乳児の健診の際に、あちらの部屋で体重測定をしたり、あとは離乳食等の指導をさせていただいております。相談室、事務所にしつらえてあります相談室の西側でございますけれども、庁舎のほうに入りたくないという方もいらっしゃいます。そういった方は、あらかじめお電話でご予約をいただいて、事務所に入ることがなく、そちらのほうの相談室のほうで対応させていただきます。

すみません、利用実績につきましては、ちょっと今数字持っておりませんので、またお答えしたいと思います。

答弁のほうは、以上になります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 私は、相談室が常に村民に開放されていることが大事じゃないかというふうに思っています。職員が交代で常駐し、村民の皆さんが何か心配事があったら、いつでも役場にお越しください、いつでも相談室は空いていますよという姿勢が大事じゃないかと思っています。確かに窓口、いろんな窓口に来てくださいますとか、いろいろな形の通知はされているというふうにお伺いいたしましたが、でも、やはりちょっと相談してみようと、前

はそういう形で対応していただけたが、今はそれができないという、そんな声に応えるためにも、やはり職員の方たち、確かにいろんなメリット、デメリットのご説明もございましたが、交代で何とか窓口を開けるようなことを考えていただけたらなというふうに思っています。

もちろん、毎日たくさんの村民の皆さんが相談に訪れるとは思いませんし、相談がないほうが、逆に村民が困っていないということでございますから、それが一番だと思いますけれども、でもやはり常に村民に窓口が開かれているということが、すごく大切かなと。そこに行ったら相談がすぐできる、気軽に相談できる、違うことで役場に来て、ああ、ちょっと母ちゃんのことで相談しようとか、何かそんなふうにできるのがすごく大切かなと、それが住民サービスかなというふうに思っております。

ちょっと外見を見させていただきますと非常に、中はちょっと私も確認してないのであれなんですけれども、カーテンが閉められているような形。もっと、レイアウトも含めて、そこがしやすい場所になる、使いやすい場所になる、相談しやすい場所になるような、レイアウトも含めてご検討いただければというふうに思っております。

その辺、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 大切なご提案をいただきました。

職員のほうとしては、連日、いつでもお越しく下さいというような姿勢で相談のほうに対応しております。私の先ほどの回答の中で、その場所が、例えばほかのケースで使っているような場合についてご予約をとというようなことの意味で申し上げましたけれども、いつでもおいでいただければ、担当の保健師、介護のほうも含めて3人おりますので、それから社会福祉士もおります、いつでもご相談のほうは対応させていただきたいと思いますので、住民の皆さん、どうしようかなと思ったら、まずは住民福祉課のほうへお声がけいただいて、ご相談いただければと思いますので、そのようにご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今課長のほうから答弁いただきましたが、今お聞きする限り、職員の方も何人かいる、対応できる職員の方もいるということでございますので、できれば本当にわざわざ事務所のほうに行くのではなく、相談室が交替で空いているような状況をつくっていただく、そんなことも、ぜひとも今後の中で検討していただければなというふうに思っております。

あと、先ほど総務課長のほうから各種の研修制度もあるようにお聞きしておりますが、ぜひ若い社員を育ててほしいというふうに思っています。私が何人かの職員の方と話す中においては、非常に疲れているということを書いていらっしゃいました。仕事量が集中しているということもあるのかもしれませんが、どうかこれからのことを考える、5年先、10年先の朝日村の元気のもと、若い社員がいかに育つかにあると思いますので、その辺含めて、ぜひ若い社員の指導のほう、よろしく要望いたしまして、2問目の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

残り時間僅かでございます。3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

残り時間僅かでございます。3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 3問目の質問です。SDGsについての対応についてお伺いします。

現在、SDGsは、国連、国・県でも必須な知識であり、施策として語られております。SDGsは、朝日村の第6次総合計画の中でも、それぞれの施策がSDGsの17の目標の何に当たるかをひもづけされています。

しかし、現在、SDGsについては、何だい、SDGsは大切だと思うけれども、何から取り組んでいいのか分からない、SDGsは何となく分かるけれども行動に結びつかないと言っているようなことが、私を含めて多いのではないかと考えます。

そこで、質問させていただきます。

村としては、第6次総合計画の理解を深めるためにも、SDGsの講習会とか勉強会の予定はございますか。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私も最近やっとSDGsと読めるようになりました。それはそれとして、皆さん本当に第6次総合計画つくるに当たって、このSDGsということを理解というか、こういう言葉があるということをやっと分かってきたんじゃないかというふうに思っています。それと、きらきらしたまちですね。

それで、ここからですが、SDGsを勉強することが大事じゃなくて、自分たちの村の活動、村の行政活動にそれが当てはまるかどうかというところがポイントだと思っています。ですから、村で事業計画をつくったり、総合計画をつくったり、または、それに対する施策を考えると、事あるたびにチェックをして、SDGsに合致しているか、また外れていないかということが私は必要だと思いますので、それ以上のことが出てきたら、また勉強会等も企画していきたいと思います。

ですから、一つ一つ我々として17項目のことに違反しているか、合っているか、それを確認する意味が、まずは大事だと思っていますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問ございますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今村長のほうから、SDGsが各業務の中でどういうふうに行われているかの点検をしていきたいということで、非常にそれはいいことだと思います。ただ、今度第6次総合計画が各家庭に配られると思うんですけども、それを見たときに、SDGsって何という言葉がたくさん出てくるかと思います。ですので、第6次総合計画に示されている様々な施策を村民としてやっていく道筋をつけるためには、少なくとも何回かは村のほうでもそういう勉強会なり研修会、講習会等を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） SDGsにつきましては、第6次総合計画の中でも解説文を載せてあります。あれを見ていただくというのがまず先決で、それ以上のことは、まだまだこれから、やっとならぬこととありますので、一つ一つ必要なことを勉強していけばいいじゃない

かというふうに思っています。

ですから、急に勉強会を設けるとか講習会を設けるということは今現在は考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） はい、中村議員、はい、どうぞ。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 近隣の市町村では、環境非常事態宣言等も発表されているところもございます。今まだ予定がないということでございましたが、状況としては、かなり我が村にとっても必要な勉強かと思っておりますので、ぜひ検討いただくよう引き続きお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、4つの質問をします。甚だ質問が多いこと、それと、ちょっと鼻の具合が悪いのでお聞き苦しい点があると思いますが、まず最初に勘弁していただきたいと思っております。

1番目の質問ですが、新型コロナウイルスへの対応は。

中国に端を発した新型コロナウイルスは、以前にはやったSARS以上に世界各地に蔓延しているのは周知のごとくであります。最初は、まさか日本までとはたかをくくっていた私ですが、2月に入り、クルーズ船や観光地、武漢から帰国した人たちの中からも感染者が多数出ているのを見聞きする中、いよいよ私たちの間近まで迫ってきているという現実に恐怖を覚えております。しかも、潜伏期間で症状も出ないうちに他人にうつしてしまうという厄介なウイルスです。この新型コロナウイルスの最も問題なのは、まず、防ぐワクチンがまだできていないということです。米国では、ワクチンの開発は初夏頃までに開発したいと、すごくそういう部門で力を入れているという報道も聞いております。

いずれにしろ、日本は医療技術が高いとか、ウイルスそのものはそんなに感染力も強いわ

けではないとか、ある程度安心感を持つようなことを言っておりますが、まだ終息のつかない今、その言葉を過信してはいけません。

そこで、質問ですが、1番目として、国でも指針を出しましたが、当村の感染を防ぐためにどのような対策を考えているのか。

2番目としまして、専門家、いわゆる医療関係とか保健所関係の方による講演を開いてみては。

それから、3番目、緊急の場合の医療体制の確立はどうか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 齊藤議員ご質問の新型コロナウイルスへの対応についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、村当局のほうでもこの問題に非常に危機感を持っております。問題が表面化した2月以降、村のほうでは直ちに対策を取ってまいりました。

まず、2月6日、対策会議、これは課長会議というレベルですけれども、それを立ち上げ、25日には対策本部へと格上げ移行し、これまで5回の対策本部会議を開催し、対応策の検討や実施状況の共有を図ってまいりました。このことは、先日の村長提案説明でも説明したとおりでございます。

感染者については、県内では2月25日に最初の1名が松本保健所管内で確認されて以降、昨日の時点で3名にとどまっております。

しかしながら、全国的には感染が拡大している、こうしたことから、引き続き村内で感染者が発生した、そういった段階と同等レベルと捉えまして対応を図ってまいります。

具体的な対応は、村の新型インフルエンザ等対策行動計画というものがありますので、それに即しまして、できることは全て行う、そして、しかもできるだけ早い対応をとという基本姿勢で取り組んでまいります。この行動計画では、6つの発生段階というものを想定しております。また、その段階ごと、6つの分野に分けて対策を取るというふうにしておりまして、現在はその6段階のうちの4段階目と捉え、対応中であります。

分野別の対応状況を少し申し上げますと、予防・蔓延防止の分野では、まず、村民へのきめ細かな情報提供を行う。それから、現在、中央公民館や小学校など文教施設は閉鎖してお

ります。そして、不特定多数の集合する行事の中止ですとか縮小、これを継続中です。

議員ご提案の専門家による講演会の開催、これについては、村民への正確な情報を届けるという意味ですとか、あるいは村民のおのおのに適切な自衛策を取っていただく、そういった観点で大変効果的であると思いますが、現時点の状況を見ますと、感染の蔓延防止のため、大勢が集まるような形での開催はちょっと難しいのかなと考えております。

また、分野別、村民生活の安定の分野では、水道をはじめとするライフラインが止まらないように手配をしております。また、消毒液、マスクなどの物資、これが不足しておりますので、この緊急手配等を行っているところです。

なお、医療体制につきましては、後ほど担当課長からお答え申し上げます。

いまだ出口の見通せない状況で、村民の皆様にはご不便やご辛抱、こういったものを強いることとなりますが、何よりも村の姿勢としては安全を最優先にリスク回避をしてみたいと考えておりますので、この危機を村民全員で乗り越えられますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 私からは、3つ目のご質問、緊急の場合の医療体制についてお答え申し上げます。

対応マニュアルの中で医療対応につきましては、原則として県が主となり対応することとなっております。また、村の対応といたしましては、県との情報共有及び課題の検討、また、患者の拡大により、県からの要請によります一般の医療機関での診療体制の整備や在宅療養者への支援等とされております。

先ほど小池副村長が申しあげましたけれども、今回の対応におきまして松本保健所への相談窓口案内とともに、村保健師によります相談体制の拡充、また、住民の皆さんへは回覧板、村ホームページにおいて感染防止等の注意喚起を図り、感染を最小限にとどめるよう対応をしてみりました。

現在、県内の状況は、感染者が発生し、感染拡大をいかに抑制するかの県内発生早期の段階に入っております。今後、村で感染者が発生した場合には、県から村へ感染者の発生の連絡が入り、感染者は、県によりまして指定の医療機関へ入院措置となります。村といたしましては、県の医療体制への協力を図るとともに、退院後の在宅療養者への健康観察や生活相

談支援等の見守りを行ってまいります。また、村内感染拡大の抑制の周知の徹底と健康相談の拡充をともに図ってまいります。

また、松本地域3市5村で構成されます松本広域救急災害医療協議会では、消防局と管内の医療機関等との連携の下、災害時の医療体制の連携を図っております。構成員は、医師会、薬剤師会、信州大学をはじめとします医療機関、松本広域消防局、県松本保健福祉事務所及び管内各市町村等で構成をされております。当協議会の中に新型インフルエンザ・新興感染症対策委員会がございまして、今回のコロナウイルスの対応、それから新興感染症対策に關します研究や医療体制の整備等について協議がされてきております。コロナウイルス対策につきましても、2月15日に早期に対策委員会が開催され、患者が適切な医療を受けられるよう、委員会内での情報共有及び広域消防局との連携によります搬送と受入れ態勢等につきまして協議をし、各部署での対応確認がされております。

一日も早い終息となりますよう、引き続き蔓延防止に村民の皆様お一人お一人がご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） ただいま副村長はじめ課長のほうから説明がありまして、村は、村で発生したという同等の感覚で対応したいということを副村長のほうから聞きましたし、また、課長のほうからもいろいろな協議会ができていて、そういう中で対策について検討しているということでございます。

そこで、私がこのコロナウイルスについてのことでちょっと述べますけれども、この朝日村でもいわゆるインフルエンザ等々過去にあったようなところから、新しいマニュアルを出してくれました。この中で、私も村の手順というのは分かりました。具体的な防疫対策にもっと踏み込んで、私はできればさらにしてもらえれば、村民がかなり今このコロナウイルスに対して心配しているものですから、報道を先ほどもやると言いましたけれども、ぜひ力を入れてやってもらいたいです。こういうことであります。

また、つい先日ですけれども、WHOで、私もそれを危惧したんですが、WHOの窓口で、これはパンデミックだと、世界的に見ると大流行のもう状態だということで、長野県は意外と収まっているわけがございますけれども、北海道、あるいは大阪とか名古屋ですかね、い

いわゆるクラスターというルートがあんまりはっきりしない、感染ルートがはっきりしない中で一般の方にかなり広がってきているのを見ると、私は非常にリスクを持っている人間ですので、恐怖を感じているのが現実であります。

そういうことで、ぜひ村としましては、村民に分かりやすいような、こういうことはいけない、手を洗わなければいけないとか、本当に基本的なことなんですけれども、そういうこと、報道の徹底をぜひやってもらいたいと思います。

そんな中で、例えば政府のほうで、また延長を、今までの従来のを延長するというようなこと、見通しを述べておりました。これが長引く場合に、村としてはどのような対応を考えているのか。

それから、村内でいわゆる、今のところはあんまり問題はまだ深くは出てないかもしれませんが、商工業者、いわゆる接客業者が、結果が少しずつあちこちではもう出てきて、商売を廃止しなければいけないというところも出てきているんですが、村内でもちょろっと聞いた話では、やはりお客が少なくなってきたというようなことで、そういうものに対する対応をどのように考えているか。

それから、今も課長のほうから言いましたけれども、医療機関への対応ですかね。これは、やはりまだまだ、国のほうではいろいろ指定機関とかいろいろ言っているんですが、分からないことがあるもので、窓口を本当に明確にしてもらって、きちんと医療機関と連携を取ってもらわないと、はっきり言えば何も分からないと、病院に行くことすら恐怖を感じる、こういう状態であるわけです。殊にリスクの高い方は、そういう意味で非常に怖いんじゃないかなと思いますので、ぜひ医療機関への対応の窓口をもっと明確にもらって、いつでも相談ができるようにやっていただきたい。

4番目としまして、パニック、いわゆるまた朝日村、長野県はいいんですが、パニックになった場合の医療対応とか、そんなようなことも、国としては今イタリア辺りがやっているんですけども、アメリカもまた打ち出してきました。これで、まだ終息が見えない現在、ぜひそこら辺のことについても、ちょっと対応を考えていかなければいけないんじゃないかと、万が一のことを考えてそんなふうに思っているんですが、その点お聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） ただいま幾つかご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、村民への広報につきましては、先ほどもお答え申し上げたとおりなんですけれども、きちんと回覧板や告知放送、こういったものを使って、きめ細かに広報を引き続き行ってまいります。とにかく正確な情報を伝達ということが一番だと思っていますので、そういった考えの下、進めていきたいと思っております。

それから、非常に議員、危機感を持たれておることがよく伝わってきました。村としても、村内で感染者が発生したときと同じような対応ということで、一段上げた対応ということで、例えば先ほど申し上げましたマスクの調達については、かなり早い段階から調達に動いております。県のほうからは、昨日、市町村に対して、マスク等の物資につきまして確保するようにというような要請も来ているかと思いますが、それを待たずに村としては調達に動いております。それから、例えば施設の開館、閉館に関わることですけれども、わくわく館につきましては、あれは放課後児童クラブの施設でございますので、基本的には全国的には開館が原則ということでありまして、村におきましては、子供たちが小学生、保育園児の子供たち、ほとんどがわくわく館を利用しているというような状況に鑑みまして、あえてこれも早い段階から閉館をし、今も閉鎖中ということで対応を図っておるところです。

それから、商工業者に対する支援ということですが、これはちょっと今村のレベルではまだ対応できておりませんが、国や県のレベルで様々な対応策が打ち出されてくると思いますので、それをしっかりと活用できるよう、村内の事業者の皆さんにきちんとお伝えをしていきたいと思っております。

また、医療機関への対応窓口ということですが、これにつきましては、今、住民福祉課のほうできちんと対応を図っておりますので、一義的には医療体制というのは県の仕事ということで役割分担をしておまして、案内窓口、保健所を、紹介しております。

今後パニックへの対応といったことも、もちろんご指摘のとおり考えていかなければなりませんので、その点につきましては、県としっかり連携をとりながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3度目の質問でございますが、今あまりにも毎日ニュース等の報道で、患者数が増えているということだけが多いわけでございます。先ほど私が、ぜひそういう講演会を開いたほうがいいんじゃないかと言ったけれども、時期的に難しいと思いますので、正確な報道の中で進めてもらいたいのですが。

この中には、例えばこれは私のほうへ入った情報ですが、アビガンとかカレトラナー、ジェブレアムとかステロイド、こういうものは少しは効いて、この中で退院している方もいるというようなことでございますが、あまりにも毎日厳しい報道ばかりで、毎日私たち聞くたびに戦々恐々するので、ぜひこういうふうにやれば防げるよというようなことを、宣伝を今以上に村としてもやっていただいて、おのおのの行動をきちんと守ってもらえるような方向にもっていかないと、本当に先ほど言いましたがパンデミックとか、いわゆるパニックになってしまうおそれもありますので、そういうことをやはり想定してぜひ力を入れていってほしいなと、このように思います。

また、このコロナウイルスが一番怖いと私が思っているのは、若い方とか普通の方は比較的軽度で回復するというのが多いんです。殊に今亡くなっている方を見てみると、高齢者の方とかリスクの多い方、朝日も高齢化が大分進んできておりますので、そういう意味でも一般の元気な方もぜひ、このコロナウイルスというのはなかなかまだ薬がしっかり開発されていない中で怖いんだぞということで、そういう宣伝をぜひお願いするということで、今回、私最後にそういうことをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。ぜひ村民にしっかりと報道していただくことをお願いしまして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問です。地域おこし協力隊について。

総務省は、2020年1月17日に、昨年度末までの任期を終了した地域おこし協力隊員の63%に当たる3,045人が同じ地域に定住したと発表しております。また、そのうちの81%が、いわゆる自分が本当に間近の活動地域と同じ市町村に定住したと聞いております。定住後の進路を見ると、準備中や研修中を含め、274人が農畜産業についたということでありまして。また、起業をした方は36%を占め、2年前の調査時の29%から7ポイントも上がっているということでございます。農業では、農家レストラン、農家民宿、ジビエの加工とか販売、農産

物の通信販売、集落支援などがあるそうです。男性が62%、女性が38%、男女とも30代から40代の人の率が最も高い、こういうことでございます。非常にいい傾向だと思います。殊にこの定住率について一倍高いのは、静岡県で最も高く83.3%だったそうです。

朝日村も人口の問題等ありますので、そこら辺のところでちょっと質問を次の4点お願いしているわけでございます。

1番、今朝日村の実態はどうか、聞きたいということでもあります。また、現役の今の隊員の今後の動向なんかも、ちょっと知りたいなと思います。

2番目として、隊員への村としての支援体制はどうでしょうか。

3番目は、隊員がどんな方面に活路を見出しているのか。

4番目、隊員そのものの地域への溶け込みについて、大分私から見ると個人差があるのではないかなと思いますが、行政はどう見ているのか。指導しているのか。大事なことであるので、そこを聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條企画財政課長。

〔企画財政課長 上條晴彦君登壇〕

○企画財政課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員の地域おこし協力隊についてのご質問でございます。地域おこし協力隊の募集等の窓口につきましては、企画財政課が担当しております。協力隊の活動につきましては、それぞれの所属課で行っておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、最初に、今朝日村の実態、それと現役の隊員の今後の動向についてでございますけれども、地域おこし協力隊につきましては、平成25年4月からこれまでに9人が着任をさせていただいております。既に5名の方は退任をされておまして、そのうち3名、これは男性1名、女性2名でございますけれども、その方たちにつきましては、結婚や別の道に進むため、3年の任期の途中で協力隊を辞められております。また、最大の3年間の任期を務められて任期を終了しました協力隊員2名、これは男性2名でございますけれども、その方たちにつきましては、それぞれ村内に定住をいただいております。

なお、現役の地域おこし協力隊員、現在4名、これは男性2名、女性2名でございますけれども、1名が来年の4月、もう一名が来年の7月に3年間の任期を終了する予定でございます。残りの2名につきましては、まだ期間が2年以上ある状況でございます。

続きまして、隊員の村としての支援体制でございますけれども、隊員の支援体制としまし

ては、まず、国におきましては、地域おこし協力隊サポートデスクというものが開設をされておりまして、隊員の悩み相談、また地域で活動するためのアドバイスを行っていただいております。また、県におきましては、地域おこし協力隊員の初任者研修、それとステップアップ研修のほか、起業や事業化に向けた研修会、また、既に地域おこし協力隊を経験されたOB、OGを含めた交流会を行っていただいております。

村におきましては、定住や起業などについて担当課、また所属課において相談に応じるなどのサポートを行っているほか、地域おこし協力隊員の起業に要する経費につきましては、必要に応じ、国の基準で最大100万円の経費を支援することとしております。

続きまして、隊員がどんな方面に活路を見出しているのかとのご質問でございますけれども、現役の地域おこし協力隊の皆さん4名全員が朝日村に定住したいという意思を持っておられます。皆さん、それぞれの活路もある程度見出していただいております。

ただし、現役の地域おこし協力隊4名のうち3名につきましては、それぞれ観光協会、また、村の婚活の事業に取り組んでいただいているため、自分の定住や起業などに向けた準備の時間が限られているほか、協力隊の任期が終わった後の収入とか定住への不安もありますので、今後村としましてもできる限り相談等のサポート体制を充実させて、協力隊の皆さんの定住につながるよう、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、隊員そのものの地域への溶け込み方についてのご質問でございます。地域おこし協力隊員の皆さんにつきましては、村内の空き家またはアパートに住んでいただいております。消防などの地域活動に参加することとしてございます。また、地区に属していないアパートに住んでいる協力隊員は別にして、空き家など地域の中に住んでいる協力隊員につきましては、それぞれ地区に加入することとしておりまして、これまでも地域内に住んでいた協力隊員は地区へ加入をしてきております。

ただし、昨年着任しました地域おこし協力隊1名につきましては、着任が年度途中であったため、この4月1日から地区、また消防団に加入することになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今課長のほうからお話聞きました。大体のことは分かってきたわけで

ございますが、私この中でも、いわゆる地域が大事だということを、今の隊員ばかりじゃなくて、過去の旧の隊員の中でも千差万別でありまして、やはりまだまだ中には村民となじんでいないんじゃないかというような意見もちよっと聞くこともあるわけです。そこで、私、こういう質問をしたわけでございますけれども、ぜひ行政としても村に溶け込む、こういうことにやっぱり力を入れていかないと、将来の人口増につながっていかないんじゃないかと思えます。

また、今の説明の中でも、2名の方が村内定住というようなことで、5名のうちの2名は、過去のあれは村に住むというような話を聞いております。また、別の道に結婚で行くという人もいますけれども、ぜひこれは大事なことです。地域に溶け込んでいただく、こういうことをぜひ行政として積極指導していただいて、いわゆる地元住民に徹してもらい、そういうことに力を入れていっていただければ、もっといろいろが開けるんじゃないかなと思いますので、そんなことをお願いしまして、この2番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3問目の質問でございます。新役場庁舎前から古見、古川寺口前までの県道新田バイパスの延長、古見側の延長の工事のことでございますけれども、これは、早期着工ということをお願いしているわけでございますけれども、これ県道でありますので、聞きたいのは、今現在、県とどのような進捗状況にあるのかをお聞きしたいなと思えます。

また、もう一つ、交通安全上でも、私、古見地域の早期着工をお願いしたいなと。それは、やはりずっと前のほうの道の見通しがきかない、非常に危険であると、こういうことで、死亡事故ゼロを続けている村としては、ぜひこれを早めにやってもらいたいということが一番目です。

それから、交互通行がやはりなかなかできない状況であるので、本当に早くやっていただきたい。

3番目としまして、地権者の皆さんには、区とか行政とか私議員としても積極的に働きかけて、承諾をもらって、この新田バイパスの延長をぜひ早期にやってもらいたいと、私、古見の地域の議員として切なる要望で今回挙げたわけですが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、私から、齊藤議員のご質問の役場新庁舎前から古見、古川寺口前までの県道新田松本線バイパス道路拡幅改良工事の延長ですね、早期着工についてお答えさせていただきます。

初めに、交通安全上、早期着手が必要だと思うが、その見通しについてということについてお答えさせていただきます。

議員も御存じのとおり、昨年2回にわたりまして地権者の皆さん、関係者の皆さんと一緒に、このバイパス整備についての意見交換会を行いました。その際に出席者の皆様からご同意を得られましたので、現在、長野県では当初予算の審議中ではありますが、予算がつき次第、令和2年度に路線測量を行い、再度、地権者や関係者の皆様に計画を説明して事業を進めると聞いております。そして、工事につきましては、用地交渉が整った後工事が始まりますので、完成までには六、七年は要するのではないかなと考えております。

次の質問で、現道は幅が狭くて見通しがきかなく、また、交通量が増えて交互通行が大変ということについてお答えさせていただきます。

この県道新田松本線バイパスの整備は、平成5年から平成17年に計画の半分、現在の役場までの道路が完成しました。今ではバイパスの便利さと役場の移転もあり、役場の交差点から古川寺口までの村道も交通量が増加しているのは確かでございます。

そこで、この村道が県道バイパスとして整備されるまでは、見通しがきかない部分もございしますが、車のすれ違いにおきましてお互いに譲り合って安全走行をしていただきますように広報していきたいと考えております。

なお、報告ではございますが、小野沢側の県道バイパスには、今現在ですけれども村が街灯設置を進めています。安全対策に取り組んでおりますので、お知らせをさせていただきます。

次に、地権者の皆さんには、区、行政で働きをかけて、納得をして承諾を得ていただきたいというご質問についてでございます。

この用地交渉の時期につきましては、正確には判断できませんけれども、やはり二、三年後になるのではないかなと予想をしております。用地交渉は県と村が協力して行いますので、地権者の皆様に納得していただけるように努力し、進めてまいります。

このバイパスは、村としても早期完成を切望しておりますので、多くの皆様からご尽力をいただくことになるかと思っておりますけれども、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3問目の質問ですが、ただいま課長のほうからも、本当に努力していただいて、県との交渉もしていただいている中で、予算的な面もどんどんどんどん明確になってきているということで、非常に意を強くしております。交通量が増えて事故の危険もあると言いますが、確かにそういう経過年度を考えると、その間、やはり地域住民、村民の皆さんが危険なところでありますので、広報などを聞きながら、ぜひ交通安全に注意してやっていただければ、私は非常にありがたい見通しが見えてきたなと思っております。

最後に私の思いなんです、愛ビタミンロードをはじめ中組バイパス、それからその手前、役場庁舎までのバイパス、また、今お話ありました小学生の子供たちとか、ああいうのに安全な街灯もつけていただいて、大変努力してもらっております。これが古見までつながれば、朝日のいわゆるメイン道路みたいのになると思うんですね。周遊道路というんですか、西洗馬回って古見に抜けていける。本当にそういう意味で一大基幹道路になるのじゃないかなということで、そんなことを非常に期待しまして、ぜひ今後とも県との交渉をしっかりしていただいて早期実現になるようなふうをお願いして、この質問を私は終わらせていただきます。

何かありましたら。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長、説明がありますか。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） 先ほど私の説明の中で県議会の審議中ということでありましたけれども、今議会が閉会しましたので予算がついていると思われまますので、これで事業は進んでいくと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） では、これで、齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4問目の質問であります。甚だ質問数が多くて申し訳ありませんが、最後、これも結構重要な問題で、朝日プライムスキー場の今後についてということでございます。

私も今の村の財政状況を見ると、非常に厳しいものであるということは十分に分かりますし、檜山さんへの決断ももっともだと思いました。ただ、私の心の中では、過去の近隣のスキー場を何度となく見聞きしてきた中、プライムスキー場はいわゆる小学生の生徒にとって安全で子供には適した滑りやすいスキー場であるなということは感じております。私たち議会も、(株)檜山さんのように、別にこちらが自発的にやめろと言ったわけじゃないんですけども、正直、あの対応には私は憤慨を感じておりました。

それと、もう一つは、檜山さんとは逆に、スキークラブの人たちのやる気とか元スキースクールのリーダーとか7団体あるわけでございますが、頑張りたいという言葉を見ました。

私的には、規模を縮小してもやれないものか、送水管も全交換ではなく、いけない部分を直しながら、どうにか少しやっていけないものか、こんなふうに思っているわけでございますが、村民の中には、何人かに私も聞いたんですが、やはり朝日の顔なので続けてもらいたいと、こういう意見も多かったです。

1番目の質問ですが、存続するのかやめるのかといっても、これは簡単には出ないと思いますので、現在の行政と、例えば今お話し最中の業者との成り行きというようなことをちょっとお聞きできたらいいなと思います。

また、2番目としまして、コテージは、スキー場及び一般に公募したらどうかと。なぜコテージかといいますと、今まで檜山が一括してコテージとかキャンプ場、スキー場をやってきたわけですが、私としてみれば、例えば少し規模を縮小しても分割の指定管理はできないものかなと、そんなことも考えてございます。

それから、もう一つ、これ林さんのほうで出しましたが、夏場とかいろいろな有効利用によっては、スキー場のなかなか収益が上がらないような部分でも補填できるんじゃないかということで、夏場の利用、これを本当に考えていかないと、なかなかこのスキー場の存続は難しいかなと思いますので、その点について質問したいと思いますので、よろしく願います。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまのご質問、最初の存続するかやめるかという件ですが、これ

は冒頭、高橋議員の質問に対してお答えしたとおりでございます。今、齊藤議員のこの文書にあるとおりで今進んでおりますので、よろしく申し上げます。

ただし、まだ今折衝している事業者さんがやると決まったわけではありませんので、ここが問題だと思います。このコロナの件が、非常にまた悪影響を及ぼしてくるのではないかというふうに私は思っています。今までの交渉の中では、やる気があると、やらせてくれということも言っておるんですが、今後経済の状態がどうなるか等々により、まだまだ紆余曲折があるのではないかというふうに現時点では思っております。ですから、基本的な線は、齊藤議員の考えと全く同じで進んでおります。

ただし、あと、村の考えとしては、大型投資はもうできませんということでお伝えしてありますので、あとどのぐらいなら出して、継続するのに毎年どのぐらいまでだったら皆さんにご了解を得ながら継続ができるかというところがポイントかと思いますが、大型投資はできないということだけは村の方針としてありますので、よろしく願いいたします。

以上です。あとの件は、また担当の課長より答えます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私からは、齊藤議員ご質問の②、③についてお答えいたします。なお、本日の高橋議員、林議員にご説明申し上げた内容と重複いたしますが、よろしく願いいたします。

コテージ等は、スキー場及び一般に公募して、分割指定管理とか村独自として数棟、村民のために安く利用できないかというご質問でございますが、現在スキー場を含めキャンプ場及び緑の体験館、コテージの管理運営につきましては、指定管理の方法も含め検討してございます。

また、村民のための利用方法が一番重要と考えておりますので、夏場のスキー場有効活用につきましても、来年度、観光施設活用の検討会を立ち上げ、協議してまいる所存でございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今おおよその考え方聞きまして、予算をかけない形の中で、でき得る

限りやれるものはやっていきたいというような考えで進めていきたいということで、私もそのとおりであります。

こういう中でやはり、なぜ私がこういうことを言ったかというのは、あと2年、いわゆる辺地債のまだ残債があるわけでありまして。今やめてもお金がかかりますし、そういう意味からいくと、どうしてももう少しは継続、縮小しても継続してやるには、今言ったようにいろいろな方策を考えてやらないといけないということで、私も分割、指定管理みたいなことをやって、村民も使える、あるいはスキー場の方も少し使える、一般の方、民間の方にそういうものを募集してやっていただければ、今より利用量が高まるんじゃないかと。そういう中でスキー場の支援になっていく部分があればいいなということで、私は規模を縮小しても、少しやっていけたらどうかなということで今考えております。

議会の常任委員会では、継続といいますか、私のこの継続というのは、やはりまだまだ指定管理がはっきりしていないということで、きちんとそういう方向を一刻も早く出していただいて、指定管理者が決まって、続けられるものなら少しでも続けていってもらいたいなど、こういう思いであります。

また、一番心配なのは、小学校の勧誘、学校への勧誘、こういうことをやっていかないと、お客が来ないことには、即、駄目になると思うので、そういうことを私最後に述べて、ぜひ小学校への勧誘とか、一般の人への勧誘は取りあえず続けていただく、こういうことを頭に置いて、このスキー場のことをやっていただければありがたいなということを、私、お願い申し上げまして、この4番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

これで、本会議を暫時休憩といたします。

午後の再開を1時20分といたします。

これにて休会です。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時17分

○議長（塩原智恵美君） 皆さんおそろいですので、ただいまから一般質問を再開します。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（塩原智恵美君） 9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問、朝日村第3次環境基本計画について。

今会議において、朝日村第6次総合計画基本構想の策定が議決されました。朝日村第3次環境基本計画は、朝日村第6次総合計画で示された環境施策を、より具体的に実現していく指針となるものです。その朝日村環境基本計画の中の基本目標3、地球環境では、地球温暖化対策のための賢い選択をするとされています。

地球温暖化問題は、全世界で解決すべき課題ですが、朝日村においても平均気温は上昇傾向にあります。クーラーなど不要と思っていた朝日村ですが、近年は必要性を感じ、温暖化を肌で感じられます。

令和2年に入っても、身近に迫る地球温暖化の危機と報道する新聞記事が幾つかあります。1月15日の「雨の降る冬」と題しての信毎の社説から抜粋です。

昨年末から、雪ではなく雨が降る日が目立つ。雪不足で休業するスキー場、スケート教室が開けない学校、県内各地で暖冬の影響が報告されている。また暖冬かで済ますわけにはいかない。地球規模で起きる温暖化被害が身の周りにも迫っている表れと考えるべき。気象庁の発表では、昨年の年間平均気温は、全国各地及び県内の29の観測地点の多くで平年を大きく上回った。気温が上昇すると、洪水のリスクが高まる。昨年の台風19号被害も含めて前兆と捉え、危機的状況に直面していると改めて認識したい。温室効果ガスの排出量を今世紀後半に実質ゼロとするべく、パリ協定が参加国に対策を求めている。また、身近な自治体や団体に温暖化対策を要請するのはどうであろうかと、社説からの抜粋です。

今年は、山の雪が少なく、水不足も心配されます。

朝日村環境基本計画の中で温暖化をはじめとした地球環境問題は、地球上の人類が取り組まなければならない問題であり、朝日村に暮らす私たちもその一員としています。朝日村環境基本計画においても、温室効果ガスの削減、地球温暖化対策を推進しますとして、1、省

エネルギーの推進、2、再生可能エネルギーの導入促進の2点を挙げています。

また、山林、里山、農地の整備保全をすることも、温室効果ガスの削減になると思います。

朝日村において何をすれば温室効果ガスの排出量を何%削減できるのか、数値目標化で示すことができないでしょうか。

以上が1問目の質問です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） ただいまご質問の朝日村第3次環境基本計画の地球温暖化対策について、お答えを申し上げます。

地球温暖化については、議員ご指摘のとおり、もう今まさにそこにある危機ということで、村民の皆様が肌で感じるほどに深刻になってきています。データとしても、これは松本市のデータになるんですけれども、年間の平均気温は過去100年で2度上昇したというふうになっております。そして、今後100年、これについては長野県全体のデータですけれども、5度上昇する、こういった予測が長野地方気象台からも示されているところです。

こうした中で、村としては今月、第3次環境基本計画を策定し、地球温暖化対策のための賢い選択というものを促進してまいります。この計画では、目標というものを数値化した達成目標という形ではなくて、行動実施による実行目標といたしております。環境という分野で、こと町村という規模単位で数値目標化を行い、これを検証していくということは、なかなか難しいのかなと感じているところです。

そこで、環境基本計画に地球温暖化対策として定める、議員おっしゃったとおりの、①として省エネルギーの推進、それから②として太陽光発電など再生可能エネルギーの導入促進、こういった2本につきましては、村民の皆様や事業者の皆様、それぞれに取り組んでいただけるように努めてまいりたいと思っております。

例えば、環境省が示す家庭でできる10の温暖化対策というものがありますけれども、例えば炊飯ジャーを止めるですとか、家族全員がシャワーを1日1分減らすなど10項目がありますけれども、こういった、まさに身近な取組の実行をお願いしていったり、あと、朝日村では家庭ごみの減量化というものがほかの自治体よりも相当進んでおります。これは誇るべきことだと思うんですが、これのさらなる推進など、各自に実行してもらえるようお願いをしていきたいと思っております。

また、役場としての取組のものでございますが、昨年度から10年計画で道路照明及び防犯灯の、これ650灯あるわけなんです、そのLED化を推進しています。

また、家庭用の太陽光発電設備の整備、これへの補助を継続するとともに、来年度は更新予定の公用車、これを電気自動車に切り替えまして、これを導入して、役場敷地内にある充電設備の活用も併せて検討していきたいと思っております。

こうした取組を、村民の皆様、それから役場が地道に行くことによって、県全体、国全体の温室効果ガス排出量の抑制とつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 数値目標化ができないということですが、研究して、村自体でも目標化ができればいいと思います。国では、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度に比べて26%削減するという目標を掲げています。また、長野県では、たしか2060年度には温室効果ガス排出量をゼロとする、こういう目標を掲げていると思います。村自体の目標も、ぜひ研究して掲げていただくようお願いして、1問目の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目は質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問です。通学路の安全についてでございます。

通学路に面した倒壊の危険のあるブロック塀の撤去については、補助金も決まり、利用者も出てきています。今後も、補助金を利用して、通学路の安全のためのブロック塀の撤去の促進をお願いいたします。

さて、今年の2月5日に神奈川県逗子市で道路脇の斜面が崩れ、歩いていた高校の女子生徒が巻き込まれ死亡しました。崩れたのはマンションの脇にある斜面で、地面から半分ほどの高さまでは石垣で補強されていて、補強されていない上半分の部分が、幅4メートルにわたり崩れました。崩れた土砂の重量は、約68トンであったということです。

そこで、朝日村の通学路では、山の脇を通る道路もあり、崩壊などの危険がある通学路はないか、万が一の視点を持って調査をお願いします。

以上が、2問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の通学路の安全についてお答えをいたします。

初めに、当村の通学路の安全対策につきましては、児童・生徒が安心して通学が行えるよう通学路の安全対策を推進するため、朝日村通学路安全推進協議会を平成30年度に設置し、小・中学校の通学路における交通安全の確実な確保を進めてきたところでございます。

本年度は、平成29年2月に策定しました朝日村通学路交通安全プログラムに基づきまして、8月20日に通学路合同点検を行い、その後、9月の第2回朝日村通学路安全推進協議会において、点検結果に基づき、今後の対応について協議をしております。

ご質問のブロック塀撤去につきましては、教育委員会で村内約50か所の点検を行い、倒壊のおそれの有無を確認いたしました。

ブロック塀等の撤去への補助金につきましては、平成30年6月議会の際、上條議員からご提案をいただいておりますので、ブロック塀の倒壊による通行人への被害未然防止と安全確保をするため、危険なブロック塀等を撤去する事業へ補助することを目的に、本年度6月に補助金交付要綱を整備し、建設環境課が窓口で進めております。現在、補助金の交付の申請は1件となっております。引き続き、補助金の活用により撤去が進むよう、促進してまいります。

また、議員ご質問の崩落などの危険がある通学路についてでございます。

これまでの通学路点検では、崩落の危険について項目として点検は行っておりません。したがって、箇所の把握はしておりません。

しかしながら、議員のお話のとおり、国内でも生徒が崩落に巻き込まれる事故も発生しており、当村においても通学路の安全確保を行う上で、通学路に関わる崩落危険箇所の把握は必要であると捉えております。現在、当村で考えられる箇所としては、小野沢地域の通称学校坂が対象になると想定されます。今後、村の防災マップを活用するとともに、県等の専門機関の意見も参考に、朝日村通学路安全推進協議会で崩落の危険が想定される箇所の選定と点検が行われるものと捉えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 崩落の危険のある箇所は学校坂ということですが、もう一つ、前志田医院の前のあそこの山の際を通る通学路も安全かどうか、調べていただきたいと思います。今年、今年というか来年度になるとと思いますが、何月に推進協議会の通学路調査を行うか、教えてください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 令和2年度の通学路の安全推進協議会につきましては、まだ具体的に日にち等、開催日時等決まっておきませんが、新年度になりまして学校等、PTAの役員等も代わって新しくなってくるので、早い段階で打合せをする中で、通学路の推進協議会でまず会議を持ち、点検日を設定していきたいと思っておりますが、今年度も8月に行っておりますので、その時期、やはり夏休み等の合間を縫ってやるようなことになるかなと思っておりますが、現在、学校もコロナの関係で休校しておりますので、なかなかちょっと先が見えない部分もありますが、そんな予定で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） また今年も8月頃実施するということですが、十分、万が一の視点を持って調査していただくようにお願いします。

2問目の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をいたします。新型コロナウイルス感染防止対策について。これは、私の前の齊藤議員の質問とダブりますが、村民の関心事が高いと思

いますので、いま一度質問します。

2月26日に安倍首相は、今後2週間で新型コロナウイルスの感染症が急速に拡大するか終息するかの瀬戸際であるとして、多数の方が集まるスポーツや文化イベントを今後2週間中止や延期、規模の縮小など、対応を要請しました。また、小・中学校、高校は、3月2日から春休みまで臨時休校するよう要請しました。

安倍首相が自粛を要請してから2週間がたちましたが、さらに瀬戸際が続くとして、3月19日までイベントの自粛を延長するように要請しました。

そこで、朝日村ではコロナウイルス感染防止対策として、小・中学校の春休みまでの休校、卒業式を除くとして、その他施設の休館を2月28日に決定しました。朝日村での新型コロナウイルス感染症の対応の期限つきのものがありました。その期限が終了した後の見通し、これはいかがでしょうか。

1番として、中央公民館、公民館体育施設、図書館、美術館、AYTマルチメディアセンターの3月17日までの休館、これはその後どうなるのか。

2として、わくわく館の3月18日までの休館、これはその後どうなるか。

以上が、3番目の質問です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の新型コロナウイルス感染防止対策について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染防止対策の村の対応につきましては、既に小池副村長、また他の課長のほうからも答弁がありましたので省略させていただきますので、教育委員会の対応につきまして答弁させていただきます。

これにつきましては、ただいま議員のご発言のとおりでございますが、政府の要請を受け、小・中学校では3月2日から春休みまでを休校とし、中央公民館、図書館、美術館、子育て支援センターわくわく館では、2月28日から3月17日までを休館として、感染防止対策を行っているところでございます。

また、あさひ保育園では、できる限り家庭での保育を呼びかけ、現在50名程度が自宅での保育を行っていただいております。このうち3歳未満児約30名を対象に、朝日村保育所条例に基づき保育料の減免措置を行っており、10名程度が対象になる見込みでございます。

そこで、議員ご質問の今後の見通しについてでございます。新型コロナウイルス感染は、国内でも毎日感染者数が発表され、10日には安倍首相から、大規模なイベント等の自粛を今月19日頃までの10日間程度継続してほしいと表明があるなど、終息は見通せない状況で、感染の危険も継続していると考えられます。

このことから、当教育委員会では、昨日、臨時教育委員会を開催し、次の対応を取ることといたしました。

中央公民館、美術館については今月末、子育て支援センターわくわく館については4月5日、小学校入学式の前日まで、引き続き、感染防止対策として施設の閉鎖、休館を継続することといたします。朝日村図書館については、県内の図書館の開館状況と精神衛生面を踏まえ、電話などによる予約制等の感染対策を行い、開館をすることといたします。県内70の図書館の開館状況は、開館が22、一部利用制限が38、閉館が当村を含め10館となっております。

あさひ保育園についてでございますが、引き続き、感染対策を行う中で開園をいたします。できる限り家庭での保育を呼びかけることといたします。

小・中学校については、春休みに入ることから自宅での対応となりますが、休校中からの長期の休みとなることから、現在CATVの自主放送、朝日村週刊ニュースにおいて、小学校の先生から子供たちに向けメッセージを放送しているところでございます。

引き続き、各施設では休館等により感染防止対策を行ってまいります。村民の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） わくわく館は4月5日まで休館するということですが、委員会を開いて決めてしまったといえましょうがないけれども、これ、わくわく館ではなくて、もっと広い場所を利用して、児童のわくわく館の活動を、あそこの場所ではなくて、例えば公民館の講堂とか体育館施設などを使ってできないものかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） わくわく館の今後の対応についてお話をさせていただきたいと思い

ます。

現在、休館を、3月18日まで休館をしているところでございますが、今次長のお話のように、この休館措置を4月5日まで延長をさせていただくことに決めたところでございます。

この現在の新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、教育委員会としては大変危機感を持ってこの事態を受け止めております。ですので、現在の状況は、この感染が終息に向かっているという判断はできなかったということになります。むしろ、日本各地でクラスターと呼ばれる集団感染が、また次のクラスターを生み出しながら感染が広がっている状態と捉えております。

そこで、この時期に児童センターを開館すると、さらに集団感染の危険性が高まるということから、やむなくでありますけれども閉館を決めさせていただきました。ご承知のように、子供さんがおうちにいらっしゃるわけで、その対応に保護者の皆さん、本当にご苦勞をいただいているところだということ、私どもも承知をしているところでございます。なおかつ、また今後もそれが引き続き継続するということについては、本当に心苦しいところでございますけれども、ご理解をいただきながらご協力を賜りたいと、そんなふうに思っておるところです。

なお、今、上條議員からご提案のありました、公民館のトレセンあるいは講堂など広いところでの開放はどうかというご提案をいただきましたけれども、子供さんを受け入れて、基本的には接触を余儀なくされてしまうという状況がどうしても避けられないものですから、その状況をできるだけ避けたいということ。それから、恐らく本村の児童センターを開放した場合、かなりの子供たちが集まるのが予想されますので、そういったことも考えますと、子供たちが広い場所で個人遊びをするというような状況でしたらいいんですけれども、なかなかそういうわけにもいかないということで、危険性のリスクは高まるというふうに判断をさせていただき、また、そういった消毒面、あるいはそういった広い場所の環境衛生上という面での保持がなかなか難しいということで判断をさせていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） コロナウイルスは、全国的に見るとまだ広がりつつありますし、また、世界的規模ではもっと広がりつつありますので、教育委員会の対応を理解して、3問目の質

問、本日の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、10番、北村直樹議員。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

私は、本日2つのことについてお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、最初、1問目、朝日村防災について。

3月の定例会は、来年度の予算編成や第6次総合計画を中心とした議論が現在行われております。本定例会に提出された来年度一般会計予算を見て、個人の見解としまして、防災面において強化を図っていると感じております。

そこで、当村の防災についてご質問させていただきます。

昨年は、台風19号による災害が全国的に見受けられました。長野県内においても甚大な被害が発生し、多くの方が被災をされました。当村では特段大きな被害はなかったものの、雨雲の進路が少しでもずれていれば、甚大な被害が想定されたと言われております。昨今の異常気象に加え、自然災害はいつ起きてもおかしくない状況の中、我々当村で災害に対し備えを行っていくことは、今後必要であると感じております。

その一環で、今回の予算編成に盛り込まれている主だった内容としまして、1、防災備品整備に158万円、2、移動式防災行政無線に9,770万、3つ目、災害時対応ヘリポート造成事業に3,730万円、以上が挙げられております。

そこで、次の質問をいたします。

防災備品について。

説明の中で防災備品の予算算出根拠について、隣接する松本市の食料備蓄率を根拠として挙げられておりますが、立村条件や人口数、商業施設数、水源地等が異なる松本市を根拠とした理由について、お聞かせください。

2つ目、移動式防災行政無線の効果について。

消防団等が使用している防災行政無線が、アナログからデジタルに変わることによる効果はどの程度図れるのか。

3つ目、災害時対応ヘリポートの活用について。

大規模災害時において救急隊の活動拠点及び物資の受入れ拠点等、緊急ヘリポートは大変重要な拠点であることは十分理解しております。災害がないときの利活用については、どのようなお考えでありますでしょうか。

次に、他市町村における災害協定についてお尋ねいたします。

当村では、前中村村政において、愛知県西尾市と平成30年8月1日に災害時相互応援協定が結ばれました。さらに、10月18日には、当庁舎において自治体名に「朝日」を掲げる4町村、長野県朝日村、山形県朝日町、富山県朝日町、三重県の朝日町において、全国朝日会が発足し、全国朝日会友好親善協定が結ばれました。これにより、様々な分野において多くの交流や連携が図れるとされております。万が一、当村に甚大かつ深刻な災害が発生した場合、他県と協力し合える関係は非常に心強いと感じております。

そこで、4つ目の質問をいたします。

4、他県市町村との災害協定について。

当村に甚大な災害が発生した場合、協定を結んでいる他県の支援シミュレーションはどのようなお考えでありますでしょうか。逆に、協定を結んでいる他県市町村に甚大な災害が発生した場合、当村からのシミュレーションはどのようなことを想定しておりますでしょうか。以上になります。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、北村議員の、私のほうからは移動式防災無線とヘリポートの件についてお答えいたします。

まずは、移動式防災無線についてですけれども、昨年の台風19号の折にこんな経験をいたしました。役場庁舎内と消防自動車との無線交信を行うわけですが、無線が入りにくい、聞きにくい、聞こえない、聞き取れない、そういう状況でありました。また、消防自動車同士の間も、消防自動車同士で交信していれば、その無線が役場の中継局、基地局にも入ってくるものでその状況が分かるんですが、それも交信ができたりできなかつたりというような使えない状況と私は判断いたしました。

これは、現在の無線はアナログということと、それと、役場が新庁舎になったもので、やはり古見の山が御馬越のほうとの間に入ってしまいまして、無線がどうも届きにくいんじゃないかというようなことが想定されます。ですから、今後デジタルになることと、それと中継局を新設することで、この無線が通じないということは解消されるというふうに思っております。

何で今頃こんな大事な無線のことが表面化し、問題が出てきたかという、多分推測ですが、前の役場庁舎は、ちょうど向こう側にあれば、御馬越のほうからも直線になるし、古見のほうからも直線になるということで、ちょうどその三角点の真ん中であって、あまりそういった影響はなくきたというふうに推測しております。

次に、ヘリポートの件でありますけれども、災害がないときの利活用はどのようにするかというお尋ねですけれども、当然、常時はドクターヘリ等の緊急ヘリポートとして使われるということになります。昨年の末、12月の半ば頃ですかね、救急ヘリが朝日のスケート場に1機下り立ちました。ちょうどまだ氷を作る前だったものですから着陸できましたけれども、これからは安心していつでもそこに着陸ができるというふうに思います。

それで、かねてより私も言っていましたけれども、もう毎日防災ヘリが飛んでくる、またはドクターヘリが飛んでくるという状況じゃありませんので、空いているときには、そこに芝生があって、ここのコンビニエンスストアに買い物に来た親子が、そこでちょっとした芝生の上でくつろげたらいいんじゃないかというようなふうに考えておりまして、子供が遊べる芝生も植えて、そのような使える状態にしていきたいというふうに思っています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 北村議員ご質問の朝日村防災についてお答えいたします。

初めに、1番目の防災備品についてのご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度予算案では、防災備品整備158万1,000円を計上しており、これは、避難所等の備蓄非常食の整備であります。予算内容説明では、非常食の備蓄率を、松本市の指定避難所収容者数の2日分の食料に対する備蓄率16%を参考と説明いたしました。松本市の備蓄率を参考とした理由といたしましては、松本市は同じ気象条件が予想される中心地域であること、また、当村の近年の統計では、当村からの通勤通学者のうち松本市方面が最も多い状況であ

ること、また、非常食の備蓄率が中心市村で最も高いレベルであること、これらの条件から、来年度予算案では松本市の備蓄率を参考といたしました。人口の2日分食料の中心市村平均備蓄率は3.8%であります。当村の目標備蓄率を16%と設定し、令和2年度から3か年かけて整備する計画であります。

なお、朝日村地域防災計画では、自らの身の安全は自らが守るを基本に、各家庭においても1人当たり3日分の食料の備蓄の習慣づけをお願いしているところであります。

次に、2番目の移動式防災行政無線の効果のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度予算案では、移動式防災行政無線設備更新事業費といたしまして、9,770万円を計上しております。これは、消防団などが使用している防災行政無線について、現在のアナログ方式設備をデジタル方式へ切り替える設備更新であります。このアナログ方式からデジタル方式に替える本事業の効果は、無線交信の不具合解消と整備費用の抑制であります。無線交信の不具合解消については、先ほどの村長答弁のとおりであります。

また、整備費用抑制については、今回の事業実施に当たり事業費の70%が交付税措置される有利な緊急防災・減災事業を活用することによる費用の抑制であります。

なお、この事業は令和2年度までの事業であることから、事業最終年度、令和2年度に実施する必要があります。

次に、3番目の災害時対応ヘリポートの活用のご質問にお答えさせていただきます。

令和2年度予算案では、ヘリコプター離着陸場整備事業費3,730万円を計上しており、これは、ドクターヘリや災害時の消防防災ヘリの離着陸場の整備であります。事業目的は、先ほどの村長答弁のとおりであり、私からは概要についてお答えさせていただきます。

整備予定のヘリポートは、その一辺がおおよそ40メートルの正方形の敷地内のヘリ離着陸場をコンクリート舗装、緊急車両等進入路をアスファルト舗装、敷地内のほとんどを芝生により緑化をする計画です。活用は、緊急時、災害時の活用のほか、公園広場として憩いの場としての活用を想定しています。ヘリポート周辺の芝生部分にはベンチを設置し、来庁者や鉢盛山登山マラソンなどのイベント参加者の憩いの場として活用を想定しております。

また、ヘリポート東側の村道57号線は、来年度通学路指定が予定されているため、ヘリポート整備時に道路側へ通学路の防犯対策の街路灯を整備する計画であります。

最後に、他県市町村との災害協定のご質問にお答えさせていただきます。

朝日村地域防災計画では、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体との協定に基づいて、食料品等の調達、支援活動を行うこととしております。この食料調達支援の協定締結は、16

協定であります。特に食料品の調達では、関係業者や県内市町村との協定がありますが、そのほか県を通じて全国組織団体からの支援が受けられる体制も構築されております。想定されるシミュレーションとしましては、協定先の市町村と直接支援ということだけではなく、県を通しての支援等、連携した支援が想定されております。

私から、以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 村長、それから担当課長より4つの項目について答弁をいただいたわけですが、防災備品、それから行政無線、災害時応援ヘリポートの説明については、私としては納得するというような回答をいただきました。

災害時対応ヘリポートの活用について村長から、公園、子供たちの遊ぶところと考えているというご答弁をいただいたわけですが、2月22日、社会文教常任委員会で保育園の保護者と懇談を行いました。その際の意見として出ましたのが、子供たちの遊び場が村内にはないと。遊び場があっても、結局各地域に点々としているが、遊具も朽ち果てていると。そういった中で、また休日も保育園が休みということもあって、子供たちを遊具で遊ばせたり、保育園で遊ばせることができないと。こういった意見があった中で、意見として多かったのが、ヘリポートの場所に、ぜひ遊び場所ができないかどうかと、ここは中央地でもあり、コンビニ、それからトイレもあって、非常に目も行きやすいというような意見がありましたので、まさに理にかなっていると思いますので、ぜひ進めていただければなというふうに思っております。

4つ目の他県市町村との連携というところでございますが、支援という部分について、私はこれ考えていることではございますが、いろんな様々な方法、2つあると思うんですけども、大きく分けると2つあるのではないのかなというふうに思っております。1つ目が初動の支援、災害があつてからすぐに支援をする方法と、中期的な支援、この2つがあるかと思えます。

一昨日は、東日本大震災から9年が経過したわけですが、改めて災害当時の状況を振り返る番組がありました。その中で出たコメントとして、初動の段階で一番大変だったことが、津波や震災により道路が寸断されて、食料、それから生活備品、こういった物流が入ってこなかったというところが大きな問題であったというふうに取り上げておりました。

また、当村でも大規模災害が発生した場合、最低でも食料を各家庭で3日から10日は保管してもらわなければならないと。その背景には、自衛隊がどうしても、朝日村よりか、広域による市街地に優先して入ってしまうというような背景があつて、食料が3日から10日は持っていなさいというのが考え方であると思うんですけれども。やっぱり食料の調達、それから生活用品の調達というところが、後になればなるほど、これは物流も回復してきますし、インフラも回復してきますので、どんどんと余ってしまうような状況だと思うんですよね。一番やっぱり必要なことは、震災があつてから1日、2日、3日目あたりに、そういった物資というものがちゃんとこの朝日村に届くかどうかというところをやっぱり考えてほしいと思います。その点について、課長、考えを、もしよかったらお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 課長へのご指名でしたけれども、私のほうから、ちょっと思いを。

今、朝日町とかいろいろ、災害応援だとか友好親善都市という朝日関係ですけれども、いづれにしてもみんな遠地でありますので、緊急応援というのは、これはもう無理だと思います、お互いにね。ですから、朝日会で結んでいる、または朝日会同士の援助というのは、やっぱり中長期的な部分での捉え方というふうに、これがまともな考え方だと思うんですね。

じゃ、緊急時はどうするかといったのは、やっぱりこの近在の市町村との応援協定というものがございますので、そちらかと思います。

それと、もう一つ、今回のコロナの件で、やはりトイレットペーパーがないだとか、ああいったことになりましたけれども、やはりもし甚大な災害が起きたときには、やはり救援に入るのは、朝日はこの近在では、今議員おっしゃられたように、やはり遅れる、そういう可能性が大きいものですから、もう本当に我々自身として自衛として自助、いわゆる自分の身は自分で守ることに徹してもらいたいということで、常日頃から3日、4日、5日の食料、そういった長期的に保存できるものというのは、ぜひ用意をしておいていただきたいと。それが、これからやはり朝日村、またはいろんな災害に対する備えであると思いますので、その辺は村民の皆様もご理解をいただき、この考え方を深く浸透していくような活動を我々行政としては取っていききたいというふうに思っています。

私のほうから、もしこれでよければ。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 村長のほうからご答弁いただきまして、では、私も最後に小林村長に一言、ぜひお考えを伺いたいのと、思いをお聞かせいただければなというご質問がございます。

地震などの大規模な自然災害が発生した場合、一番の被害がどういったところに起きるかといいますと、人為的なものになりますが、高齢者や障害者、子供たち、そして貧困層などの被害が特に大きくなると言われております。私は、今から25年前の1995年、阪神淡路大震災の被害状況を調べてみました。その結果、女性の死者数は犠牲者の男性の1.5倍であるということが分かりました。被害が大きかった神戸市東灘区では、老朽化した木造住宅密集地で多くの方が被害に遭いました。また、震災当時、約10万人の女性が一斉に解雇され、中には震災を理由に便乗解雇もあったということも言われております。その多くはパートタイマーなどの非正規雇用者であり、賃金を切り詰めながら懸命に暮らしていた、特に母子家庭やひとり暮らしの低年金生活の高齢女性にとっては非常に大変だったということが言われております。

さらに、震災後は、夫たちが会社や社会復興に走っている間に、妻は夫の父、母及び実の母の介護を、また、災害により情緒不安定になった子供の問題の一切の責任を負わされ、行き場のない中で離婚に至った例も多いとのこと。

大規模災害時に女性に対するあらゆる配慮が必要であることは言うまでもなく、高齢者、障害者、子供たちに対しても同様であると考えております。

災害がないことにこしたことはありません。しかし、災害が発生した場合、その被害を最小限に抑えることが防災であります。現在、防災を強化する必要がありますが、どうか災害が起きた場合、その先を視野に入れて計画を練ってほしいと思っております。

女性、高齢者、障害者、子供たちが安心、そして希望が持てる施策も、防災とともに一緒に練り上げていってほしいと思いますが、小林村長のお考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 長くて、どの部分を答えていいか分からないんですけども、1つ、2つ。

まず、今地震という想定をされておりましたけれども、地震のときの一番は、公の公助、公助は何も役に立たないということが、阪神大震災以降の震災で実証されています。これはちょっと今数字、頭の中、薄っすらでしかないもので言えませんが、もう大半の80%近くは自助と共助、自分のところと隣近所の助け合いが、もうそれで全てだということのようです。そうして数日たって、やっと公助、または自衛隊で集団で助けるとかいう、そちらの回るということで、まずは自分の身を守るということと、隣同士の結びつきをよくして守っていくということが、災害で一番大事だというふうに言われております。それで、私たち朝日村もそのようなことを徹底していくということが今後も、今もしていますけれども、より必要になると、そう思います。

それと、一番聞きたかったことは、そのときに女性だとか弱者をどのようにしていくかということだと思うんですが、私の頭の中には、まだ具体的なイメージはありません。ただし、今そういうことで後々のケアを大事にするというところだと思いますので、今後防災云々のときに、よくその辺も検討したり、研究したりしていきたいと思います。弱者を守るいっばい手はあると思うので、そんなことを今思っております。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

○10番（北村直樹君） ございません。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） それでは、続いて、2つ目の質問をさせていただきます。

村にある資源、水源・森林・土地についてと。

当村の良いところは、何と言っても自然豊かな環境であることは言うまでもありません。その背景には、森林面積の占める割合が村の87%と言われ、その源からは湧き水が生まれ、その水は朝日村村民の飲み水や農業用水になっております。さらに、山から湧き出た水は、やがて鎖川になり、奈良井川へつながり、松本市の人々にも行き渡って生活を支えております。このような朝日村の水は、朝日村の人々だけではなく、多くの方に恩恵があると思います。その水や水源を、私たちは将来守っていく必要はないでしょうか。

私がこのような思いになったのは、昨今の出来事からになります。今、新型コロナウイルスによる肺炎が全世界を巻き込み非常事態となっております。その結果、感染予防としてのマスク、アルコール消毒液、トイレットペーパーなどの物資は品薄となり、マスクについては通常価格の10倍以上の値段でネット上取引されているとテレビで報じられております。ふだん、何気ない日常に、突如こういった病原菌や天災、政治的混乱が発生した場合、物資確保の混乱が生じるものだと改めて感じさせられました。

また、近年、北海道では、外国人投資家による水源地や水源となる森林の買占め、鉱泉地の買収も行われているそうです。

以上のことから、私たちは当村の資源を将来にわたって守っていかなくてはならないと考えております。鎖川の水の主な源は、樫俣沢、中俣沢、野俣沢が中心の5大支流が源であると思います。その付近には、簡易水道の水源地である大尾沢浄水場や舟ヶ沢水源があると思います。

そこで、次の質問をいたします。

1つ目、水源地の地権者について。

大尾沢浄水場や舟ヶ沢水源といった村内にある水源地の地権者は、現在どのような状況になっているのでしょうか。

2つ目、水源となる森林の地権者について。

水の源となる森林、特に5大支流の地権者は、現在どのような状況であるのでしょうか。

3つ目、被相続人がいない土地、森林の管理について。

登記簿上に存在する地権者が既に何代も前に亡くなっている土地や森林、相続人が存在しない土地、森林の所有者土地の管理についての状況をお尋ねいたします。

最後に、水源地、水源森林、土地等を将来にわたって守っていく当局の考えについて、お尋ねいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、私からは、北村議員ご質問の朝日村の水源地の地権者の状況と水源林となる森林、5大支流の地権者の状況についてお答えさせていただきます。

初めに、朝日村の水源地の地権者の状況についてです。

朝日村の水源地は、御馬越、舟ヶ沢、大尾沢の第1と第2水源、西洗馬の水源地、5つの水源地がございます。そして、水道水を作る大尾沢浄水場と配水池が古見、御馬越、西洗馬に合わせて9か所の水道施設がございます。

そして、この土地の状況なんですけれども、本来であれば水道施設というものは、自治体が土地を購入して整備をしていくものでございますけれども、朝日村の水道事業というのは地区水道から始まったものでございまして、水道事業が村へ移管されたときに公有化されていなかったということでありましたので、それまでは借地のままであったということが考えられています。

しかし、水源となる山全体は購入をすることはできないんですけれども、今の水道施設のある場所、それから影響が出る水を取水している場所、水源地になりますが、そこにつきましては、ただいま地権者の皆様からご協力をいただきまして公有地化を進めることができいております。村で購入させていただくことができているということになります。2か所ほど残っておりますが、そのうちの1か所の地権者様におかれましては、ご理解をいただいております。ただ、公図と現地が不一致でありますので、どのような売買契約ができるのか、現在調査をしているところでございます。

次に、水源林となる森林、5大支流の地権者の状況についてでございます。

鎖川の支流は準用河川と言われる川になりますけれども、こちらは河川の土地所有、水が流れている場所については国の所有物になりますが、管理については朝日村が管理をしております。

ただし、議員おっしゃられるとおり、危惧されるのが、その河川の周りの山の買収が外資によって買収されるという危機は感じてはいるところでございます。しかし、現在のところ、源、源流の山林の地権者につきましては、公有地であったり、共有地、個人所有になっておまして、それぞれで管理していただいているのが現状でございます。

私からの回答は、この2つの回答になりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、北村議員のご質問にお答えいたします。私からは、3番と4番についてお答えいたします。

まず、3番の被相続人がいない土地、森林の管理について、登記簿上に存在する地権者が既に何代も前に亡くなられている土地や森林、相続人が存在しない土地、森林の所有権、土

地の管理について、まず状況でございますが、基本的に議員おっしゃるとおり、共有、個人所有地において、登記簿所有者がお亡くなりになっていて、所有権が移転されてない等土地等があることは確かでございます。そうはいつでも、本村における水源林の部分でございますが、大半が団体有林で水源涵養保安林ということで、水源の保安林に指定されているところがほとんどでございます。そのため、安易な変更だとか売買はできないと理解してございますので、お願いいたします。

また、村としては、本当にこの水源林の保全というのは、村民の安心と安全にとって大変重要な課題であるということは、もう認識を十分持っております。そのため、今までご説明の中でもしてまいりましたが、森林経営管理法という平成31年度から始まった法律の下、山林の所有者には土地の所有者の責務として水源林保全の重要性について認識を深めていただき、管理について協力いただきたいというふうに思っております。山の全てが水源林になりますので、未来のために森林保全について気をかけていただくよう、今後も周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 各課長から、それぞれ4つの項目について答弁をいただいたわけですが、ぜひ大事なこの朝日の水源である、また財産である、この森林を後世にわたって守って行ってほしいと。役場のほうの職員の方も、やっぱり森林、水源地は交渉の段階にあって、公有化という部分が進められていくというところは、大きな期待をしております。しかしながら、水源地となる森林については、広大でもあり、非常にそういった危惧もされているということが理解されているようで、安心しました。中には私有林も含まれていると思いますが、ぜひとも、個人の問題でございますので、どこまで言えるか分かりませんが、やっぱり朝日の重要な財産だということを、やっぱり私有林の方にまた認識していただきながら、ぜひ守って行ってほしいなというふうに思っております。

朝日の水源がこれからも朝日村のものであることを願ひまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は質問項目として1つお聞き申し上げます。

令和2年度予算についてということで、今回予算書が提案されておるわけですが、その中で全員協議会でもお聞きした件もございますが、幾つかお聞きしたいと思います。

1つ目としまして、平成30年の12月議会で一般質問をさせていただき、要望いたしました、火葬料の個人負担の軽減化ということですが、この今回の予算によりやく反映させていただきまして、今後想定されます大型事業をたくさん抱えている中で、村の財政も厳しい中で取り上げていただいたということで、大変ありがたいと思っております。

が、しかし、またここで火葬料が、先般の説明では4万円になるということでございました。

そこで、予算では1万2,000円幾らですかね、一般の場合に、の補助金をいただくと、こういうことでございますが、今後このままでなくて、この近隣市町村を比べますと、まだまだ朝日村は個人の負担が大きいので、そういった今後また改定をしていただけるという方向でいっていただけるかどうかをお聞きしたいと思います。

2つ目としましては、教育資金利子補給金交付金20万円ということで予算書に載っておりますが、現在の現状をちょっと聞いたところで、教育資金の借入れの返済方法によって利子補給の対象にならないものがあると聞いております。それが借り入れられる返済方法というのは、私ちょっとここには書いてありませんが、村の利子補給金交付金についての条例等をちょっと見ますと、朝日村の指定金融機関になっている金融機関から融資を受けた保護者に対し、対象となる融資は50万円以上200万円以内で、元金均等及び元利均等割賦償還方式となっております。これ以外のものは支給の対象ではないというふうに条例はなっております。

私ちょっと見たところではこんな形なんです、村の指定金融機関というのは幾つかあると思いますが、その村の指定金融機関はどこなのか。また、この返済方式が元金均等か元

利均等割賦方式という方法でなくてはいけないということになっているんですが、その辺をちょっと詳しく教えていただきたいということです。

それと、3つ目ですが、朝日村子育て・将来世代住宅取得補助金交付事業というのが今度新設される予定ですが、それとは全然趣旨が異なるわけですが、以前、特定空き家ということで質問したことがございます。何年か前なんですけど、そういった対象建物は朝日村にはまだないという答弁をいただきました。実際、その辺行きますと、村民の方から、あそこのところは何とかして壊してもらえないかねとか、そういう話も聞くわけですが。鳥獣害対策と、鳥獣害は猿とか山から来るだけじゃなくて、ハクビシンが住んじゃうと困るとか、そういうこともよく聞きます。それから、環境だとか景観だとか、それから、またそこが防災の面からも、廃屋となっているような建物を取り壊す。

ただ、これは取り壊すにはお金もかかるものですから、なかなか手が見つからない。そういったこともあるわけで、その建物の取壊し料を幾らかでも補助金を出してでも、そういったものを整備するというか、解体なりして、環境を良くしていきたいというような考えもあるわけですが、そういったものをするにしても、どんなものがあるか、そういう建物、該当建物があるかという調査から入っていかなくちゃいけないのと、実際にやるとしたら、所有者の確認だとか、そういった取壊しの意思だとか、それから、実際に朝日村には住んでないという人も結構いるみたいなので、そういった大変なことにはなるとは思いますけど、近い将来考えていかなくちゃいけない問題じゃないかと、そう思うわけです。

そういったことで、この3つに対してお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私のほうからは、火葬料の件と今の廃屋の件、2つお答えをさせていただきます。

火葬料の個人負担の件でございますけれども、以前から上條議員のご提言にありましたこの件、住民福祉向上策、そういうふうにつままして、補助金、補助制度を今回立ち上げさせてもらいました。一歩前進との評価をいただきましたけれども、今後必要であれば、また見直しをしていくということで、しばらくはこの制度で運用していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご理解のほど、お願いいたします。

それと、廃屋の件ですけれども、取壊しの補助金ということでございますけれども、やは

り取り壊すときの目的が、私は大事かというふうに捉えています。例えば、今後村の人口維持のためにも村営住宅をどうしたらいいかというようなことを、もう一回考え方の組み直しが必要であるということをお述べしていますが、各地区にそういった村営住宅があることが私は望ましいと思っているものですから、そういったものとそういった空き家がうまくマッチングすれば、そこを公費をかけてでも取壊して、そこを次の住宅政策の柱に据えるとか、そういう使い方ができると思いますので、そのような目的と合致すれば、公費を使うということは私は価値があるというふうに思います。ですから、そういったことを研究、今議員のほうの提案では、調査をしたいだとかというようなことからということがありましたけれども、将来に向けて導入に向けた技術的などところというものも併せて検討しなくちゃいけませんので、その辺はまた担当課長に答弁していただきますけれども、いわゆる私はそんなような目的と合致すれば、公費が使えるんじゃないかというふうな、甘い見通しではありませぬけれども、そんなイメージでおりますので、検討する余地はあると思います。

それじゃ、ほかの件は、また担当より答えます。

○議長（塩原智恵美君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは、議員ご質問の教育資金利子補給金についてお答えをさせていただきます。

この事業は、次世代育成支援の一環として、子女が高校、大学等に就学等する際に、教育資金を指定金融機関等から資金を借り受けた保護者に対し、支払い利子の一部を補給し経済支援を図ることを目的として、平成17年12月議会で議決をいただき条例化し、平成18年4月から施行した事業でございます。

過去5年間の活用状況では、毎年5件程度の申請と、JAを含む2行から融資を受けたものとなっております。今議会には当初予算案として、年ごと変動がございますが、過去の状況を踏まえ20万円を計上しているところでございます。

しかしながら、この交付条例も、これまで一部の改正は行ったものの、施行後15年を経過しており、議員からもご指摘いただいたとおり、指定金融機関の現在の教育ローン等の商品では交付対象にならない場合も多く、ニーズに合わないものになっていると捉えております。

そこで、新年度につきましては、既に借入れの予定等をされている保護者も想定され、申請が見込まれますので、全員協議会の際にもお答えをさせていただいたとおり、この交付条例の見直しを含め、検討につきましては、今後金融機関等にもヒアリング等を行う中で、見

直しあるいは廃止も含め検討をする必要があると捉えております。

また、内容、それから金融機関のものですけれども、指定金融機関、それから指定代理金融機関並びに収納代理金融機関等ということで対象となっておりますが、すみません、今名簿を持ち合わせておりませんので間違っても回答してもいけませんので、また改めてお示しをさせていただければと思います。

それから、融資の内容については、融資額は50万円以上、総額200万円以内の元利均等、元金均等割賦償還方式となっております。

それから、償還期間については指定金融機関等の資金の条件、それから、金利についても同様となっております、指定金融機関が定める金利ということになっている状況でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 上條建設環境課長。

〔建設環境課長 上條浩充君登壇〕

○建設環境課長（上條浩充君） それでは、私から、引き続き、建物の取壊し費用の補助金について回答させていただきたいと思っております。

現在、朝日村には、取り壊さなくてはならないと言われている特定空き家に関する対策を定めたものはございません。ですので、議員おっしゃるとおり、朝日村におきましても危険な状態の特定空き家が増加する前に対策を取り組むことが必要だと考えております。

それで、令和2年度の当初予算には計上してございませんけれども、令和2年度から空き家対策事業を進めていきたい考えでございます。その令和2年度につきましては、まず職員が地域を回って戸数や所有者などを把握させていただき、あと、令和3年度に予算計上させていただいて、空き家等の対策調査をコンサルタント会社に業務委託をしていく計画になっております。

この空き家対策に関する調査の結果によりましては、改修によって居住可能な住宅が見つかる場合もあります。その場合には、空き家バンクへの登録をお願いしていくこともできますし、新たに特定空き家が見つかった場合には、そういう場合にも対応をしなければならないと考えています。

そこで、特定空き家の対策が求められる場合が出てきます。その場合には、条例や規則、対策計画などを整備して、そして、個人財産に行政が関与、指導できるようにするために、対策協議会などの設置、それからそれらの制度が必要になってまいります。

また、事業が異なりますけれども、村営住宅のことにつきましても、解体、それから改築などについて方向性を決める長寿命化計画の策定を来年行いますので、特定空き家住宅の土地の活用ができる場合も考えられるということで、先ほど村長が申し上げたとおりでございますけれども、総合的に検討することができるのではないかなと考えております。

そこで、その補助金の創設につきましては、その調査結果と総合的な検討を踏まえて、今後必要だ、それからどのようにすれば設置づけができるのかということにつきましては、この空き家対策と併せて補助条件などを一緒に慎重に検討しながら、進められるところは進めていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今3つまとめてご答弁いただきましたけれども、1番目の火葬料の件ですが、今年こうやって始めてもらったと。またすぐに直すというわけにはいかないという、それはごもっともだと思いますが、ただ、朝日村の場合は火葬場に係る経費というのは、今までも何もなくてやってきているわけですし、そういったことまで考えれば、1万2,000円というこれをつくってもらったことはありがたいんですが、まだまだ村民の負担が大きいという気がしておりますので、今後のことはこれからということになりますが、ぜひともその件も頭の中に入れておいていただきまして、来年の予算でまた増やすとかいうことができるようであれば、ぜひ考えていただきたいということをお願いしまして、1つ目はこれで終わりにします。

あと、2番目の教育利子補給金についてですけれども、先ほど言っていたいただきましたように、この給付金の交付条例、これはもう十五、六年たっていて古いと、本当に現状にマッチしていない条例かなということでございますので、それを早い時期に、もうこれでまたすぐ入学だとか、そういう問題も皆さん起きてくるんじゃないかと思います。それは、全員の方が借入れするとかいうことではないんでしょうけれども。それと、この金額も200万とか言うんですが、例えば大学行った場合に授業料だけでも100万以上かかるという今時代です。

八十二銀行のやつをちなみにちょっと見たんですが、カードローンというやつで、500万円ですね。これが必ず誰でも借りられるということではないんですが、審査があると思いま

すが、そういった枠の中で返済方式が元利均等だとか元金均等じゃなくて、カードローンというのは必要なときに50万必要だったら50万すぐ下ろせる、それで、ボーナスもらったで20万返せるといったら、そこでまた20万返済できるという、そういう自由にやれると。ただ、利息の計算とか、幾ら出すのかというときは、多少面倒にはなるかと思いますが、やっぱり村民の皆さんの子育てということに寄与するには、その利息のあれは、今までは上限があったんですが、その中で計算すること自体はそんな難しいものじゃないと思いますので、ぜひともさっき課長が言ってもらいましたように、早い時期に条例の見直しとか中身の見直しをしていただいて、皆さんの要望に応えられるように、ぜひ考えていただきたい。

本当は12月頃やっておけばよかったんですけども、今頃になっちゃったんですけど、よろしく願いいたします。

それから、空き家というか、古い家をどうするかということで、村長いいこと言ってくれて、それがこれから村営住宅を各地区ごとに造っていくというような構想があるということで、その場合にそれを取壊した後、そこに村営住宅を造るとかということになれば、今古い家使わないで全然用がないという人もいるわけで、そういう人のためにもいいかなど。ぜひそういった考えも入れていただきながら、たしか特定空き家はないということですけども、こういうのは特定空き家じゃないかやと思うのが幾つかあります。ですから、そういったものも、ぜひまた調査するということですので、早いところ来年度ということではありますが、手をつけていただいて。言い方は悪いんですが、古い家建っている人の固定資産税も建っていれば安いわけで、更地にしてもらえれば、村としては固定資産税も多少、ほんの僅かでしょうが入ってくる。

それと、環境とか景観とか、そういう問題からいっても、本当にそのそばに住んでいる人は何とかならないかなという人もいるわけですので、村長のおっしゃった方式だとか、そういったもろもろを考えていただきまして、ぜひとも近々にいい方向にいてもらいたいなという要望をいたしまして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を3時といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時58分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから一般質問を再開します。

◇ 高橋良二君

○議長（塩原智恵美君） 2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。質問を1つだけいたします。

旧役場庁舎について。

私は、今後予定されている幾つかの施設の中で、旧役場庁舎につきお聞きいたします。

先般の全員協議会で、耐震化するとしたらどのぐらいかかるかという見積り額をお聞きしました。建物を大きく分けて4ブロックとし、どの部分を耐震補強すれば幾らかかるかということでした。A、B、C、Dの4ブロック棟とも、今後利用するとしたら耐震工事をしないと震度6弱で倒壊する可能性があるかと診断されています。耐震・解体工事費用は施工箇所により概算8,740万円から1億1,800万円まで、今後これを利用するとしたら、利用内容によるが、別途内装・設備等1億5,000万から2億円程度かかる見込みで、旧庁舎を残して利用するのに、概算最低2億から3億円はかかると想定される。また、今後残さず全部解体するとしたら、2,500万円ぐらいの解体費用がかかるとお聞きしました。

そこで、お聞きします。

- ①残して利用すると仮定したら、何に利用される計画か。
- ②住民の皆様には、この説明等はどのような方法で、いつ頃までに行うか。
- ③残すか、解体するかは結論は、いつ頃の予定か。

以上、お聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまのご質問、旧役場庁舎をどうするかという問題について、現在考えていることをお話ししたいと思います。

残すとした場合、何に使うかということなのですが、現在いいアイデアはございません。もうちょっとつけ加えますと、やはり残した場合には何に利用するかが一番のポイントでございます。村民が気楽に有効に利用できるような施設、それは何かということになるかと思えます。今議員のほうでも言っていただきましたけれども、利用できるようにするには最低でも2億円もかかるという中で、じゃ、2億円かけたならば、あそこのその施設がどのように利用されて、利用率はどうなるんだという当然課題が出てきます。

それと、例えばある人があそこを借りたいという人が出てきた場合、そのためにはやはり使えるようにするには2億円かかるわけですが、例えば指定管理に出すような道があるならば、その方は本当にあそこで商売が成り立っていくようなことがあるのかというような課題。そのほかに、多目的ホールのような使い方、多目的ホールを用意をしておいて、村民が自由に行事だとか会議室だとか、いろんな交流広場として使えるようになる、使えるようにするというところもあるかと思えますが、そういったことが住民福祉の向上にどのぐらいつながるかというようなことで、いずれにせよ、使うようにするためには2億円以上のお金がかかりますから、やはりこれも慎重に検討する必要があるというふうに思います。

それで、せっかく文化財的な建物であるから、日を急がずに少し長期的にもうちょっと時間をかけるということも必要だと思います。ただし、いよいよもう丸2年あそこの建物が使われない状況で、あそこに一時期、観光協会の事務所も構えたんですが、ときたまどこかで変な音がするというようなこともそのメンバーが言っていました。何か獣でも入っているんじゃないかという、ちょっとそういう心配もあるんですが、もう2年もたちましたから、本当にいつどういう状況で獣のすみかになるか分かりませんので、まずは元の歯医者の方の建物は今回のこの建物に入っていないので、あれがかなり傷んできている。ですから、2ステップを置いて、まず不必要な、将来とも不必要な部分は解体をします。そして、文化財になり得るような、または将来使えるようなところは、2次工事として一旦とっておいて、次、もうちょっと時間をかけて考えるかというような、二段戦法のようなことを考えないとちょっとまずいかなというふうに思っています。

いずれにしても、壊すにしてもお金がかかるものですから、一気に壊すんじゃなくて半分ずつ壊して、ちょっと時間をかせぐとかというようなことも一つ考えてはおります。

そういったことで、次の住民への説明はどうするかという質問に入ってくるわけですね。

ども、やはり地元の住民の皆さんの意見は、大方が早く壊してくれという意見です。全員に私が直接聞いたわけじゃありませんが、大体の人の意見を聞いたり、またはどういうふうになっているというようなことを聞くと、そのようなことなので、まずは地元の人たち、これは新田の上・下の早めに常会等で現状の見積り、いろいろ話し合えるためのデータはそろいましたから、現状を説明を申し上げるとともに、本当の一番の住民、地元の人たちはどうしてほしいか、または、残すならどういうようにしてほしいかというようなことを、まずは意見をお聞きする場を設けるということだと思います。

それと、結論はいつ出すかという質問なんですが、一番最初にお答え申したとおり、もうちょっと時間をかける必要があると思います。使うにしろ、壊すにしろ、錢かかるものから、一気に2,500万円の予算を組んで壊すということもちょっと忍びないと思うものですから、段階的に考える方法がいいのかなとは思っています。

いずれにしても、壊したら壊したで、あそこをどのように使うかという、それもちゃんとしたこと、ストーリーをつくらないといけませんので、壊して、まずは更地にした後、誰がどのように使うかということ。それと、それとともに駐車場のほうもありますから、じゃ、そういったときには駐車場をどうするかということで、役場と駐車場をセットにして考えていきたいと思っています。

それは、やはりまずは地元の人たちの意見をまず最初に聞くというところからだと思いますので、新年度になって早々にまた新しい地区の役員さんもできてくると思いますので、ご相談を申し上げながら進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

○2番（高橋良二君） ありません。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

本日は2問の質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、朝日村は内部統制制度導入に取り組むべきではについてお伺いをいたします。

私は、議会選出の監査委員として、昨年末の監査委員研修において地方自治法の一部改正による監査基準の制定とともに、地方自治体における内部統制制度の導入の動きを知ることができました。

平成29年に地方自治法が一部改正され、総務省から平成31年4月に示された内部統制制度の導入・実施ガイドラインに基づき、令和2年4月1日までに都道府県及び指定都市においては、内部統制制度の策定及び公表が義務づけられました。長野県においては、2020年1月29日に制定され、知事の名前でホームページ上に公表されております。都道府県及び指定都市以外の市町村においては、制度導入は努力義務とされております。

この制度の基本的枠組みは、1、業務の効率的かつ効果的な遂行、2、財務報告等の信頼性の確保、3、業務に関わる法令等の遵守、4、資産の保全、この4つの項目が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスを言い、1、統制環境、2、リスク評価と対応、3、統制活動、4、情報と伝達、5、モニタリング、6、ICT情報通信技術への対応の6つの基本的要素から構成されております。

この定義を踏まえ、地方公共団体における内部統制は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるように、行政サービスの提供等の事務を執行する首長自らが、組織目標の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別評価し、対策を講じ、事務の適正な執行を確保することとされております。

昨年、当村においては、条例の未公布、未公布による観光施設運営の条例違反、そして指定管理協定条項の不履行など、コンプライアンス問題やガバナンスの低下問題が大きくクローズアップされ、村長も就任以来、その対応にご苦労されてまいりました。

そして、昨年12月17日に再発防止対策が村当局から示されました。この条例違反に対する今後の防止対策として、3つの項目に取り組むと決意表明をされました。1つが、監査体制の構築、定期的な業務監査です。2つ目が内部統制強化、電子決済システムの運用。3つ目が指定管理制度の見直し、適正運用であります。

こうした動きの中で、当村は内部統制制度導入においては努力義務の対象の自治体であり

ますが、昨年のコンプライアンス違反事件やガバナンスの著しい低下問題を鑑みるに、再発防止対策の項目にも内部統制強化に取り組みますと言われているのであれば、私は、当村こそ他に先駆けて、現在各地方自治体で制度導入の動きがある内部統制制度の導入に取り組むべきではないかと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいまの清沢議員の質問にお答えいたします。

清沢議員のご指摘のとおり、条例未公布問題は、行政監査を受ける事態へ発展したり、議会からも対応策を求められるなど、問題の解決にかなりのウエートをかけてまいりました。役場全体の評価として、コンプライアンスやガバナンスの欠如を指摘され、刷新を図る目的で、組織、人事の改革を断行し、再発防止策を打ってまいりました。体系的にまでは至らず、単発的なまだ対策であるというふうには思っております。

内部統制制度の導入は努力義務とされていますが、住民福祉の増進を阻害するリスクを抑えるプロセスが構築できるならば、体系的な再発防止策となり得ますので、もう少し勉強させていただき、前向きに検討したいと思っております。

いずれにいたしましても、内部統制という非常に何か恐ろしい言葉でもあるし、取っつきにくい言葉でありますので、本当に何をどのようにするかというところまでかみ砕いで、例えば条例化にしても、ルールをつくるにしても、かみ砕いた形にしていけないと誰が見ても分からないようなこととなりますので、そのようなことも踏まえて、もっともっと勉強して、こういったことを整えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 内部統制制度については、村長も今前向きに取り組むという話を伺いました。

この内容については、多分副村長は御存じだというふうに私は理解してございます。というのは、昨年の9月までは県においでになりました。で、先ほど申し上げましたように、1月には県は内部統制制度を設けた、制度化して、公表している。となると、多分政府から出

されたガイドラインに基づいて、もう既にリスクも挙げられ、ガイドラインがもう出ているから、できていますから、それに基づいて仕組みをつくっていくということであるものだから、という面でいけば、ある程度御存じじゃないのかなというふうに私は捉えますけれども、その辺、副村長いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 小池副村長。

〔副村長 小池貴浩君登壇〕

○副村長（小池貴浩君） 議員ご指摘のとおり、私9月まで県におりましたので、内部統制制度の準備段階の時期にはいたということです。私の所属していたところでも、主にリスクマネジメントという点で、まずは考えられる、想定されるリスクを洗い出して、そして、それをリスクの重要度、緊急度、頻度といったものの物差しを使って分類化しまして、それに対してどのような対応を取るのかというところを、全庁同一のフォーマットを使って洗い出しから行っていたと。その途中でこちらに来たということでありまして、大変申し訳ありませんけれども、ちょっと最終形のガイドラインについてまだ不勉強でございますので、またそういうものを参考にしながら、村のほうでも研究してまいりたいと思っています。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 今、副村長がそのプロセスには関わっておられた、その内容も十分御存じだと、非常に心強いお話をいただきました。

今回の再発防止策、その中にある内部統制強化という言葉がありますから。それと同時に、もう一つ、今年の予算の中に組み込まれている行革大綱の構築と、行政改革大綱作成ということがありますね。行政改革大綱ということをつくっていくのであれば、多分この内部統制もその仕組みの中に入れないと。当然目的は一緒なんですよね。行政の効率的、効果的推進、運営になるわけですから。ということでは、その中にも含めて一環としてやらなければいけないんじゃないかというふうに私も理解しています。

と同時に、既にこのガイドラインで示されていますから、やり方というのはもう一字一句、ある程度リスクも共有化できるという形にもなってきています。ただ、今、全ての業務にそれをリスク評価していくとなれば、相当コストがかかるんじゃないかというふうに私も思います。今回の内部統制のガイドラインの中には、問題となりそうな事業、業務、これに特化してリスク評価していてもいいと。要は、行政の仕事全てを今回一緒に内部統制制度に見合った形でやれというふうには言っていないわけですから、そういう意味では、私どもの村

でいろいろ問題があった、そういう業務とか事業、これに特化した形で、各自治体がもうこれから取り組もうとしている政府が示された制度になりますので、うちだけ別のものを考えていくんじゃなくて、やっぱりこの内部統制の仕組みに合った形で取り上げて、導入を進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 清沢議員のおっしゃるとおりで、総花的なものは、私は無意味だと思っておりますので、今一生懸命まだ条例のほかには不備はないか洗い出しもしておりますし、この間起きた事例をまずは参考にして押さえるポイントを決めて、そういったものに徐々に着手をするということで私はいいと思っております。

私も、議員からの質問が出た後、いろいろなところを調べてみました。いろんなもう参考事例がいっぱいありますけれども、やはりそれはうんと幅が広い形になっておりますので、私たち流、朝日村流のものをやっぱりつくりたいなという、そのときに思いましたので、今の議員の言葉を参考に、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） はい、ありがとうございます。内部統制制度導入の前向きな姿勢を伺うことができました。

私たちは、監査委員も、今回監査基準をつくっていかないといけない。その中に内部統制制度が行政で導入されるかどうかで、また監査基準が変わってくる、こういうこともあるものですから、今回あえて質問させていただいたところもございます。

いずれにしても、小林村長は民間企業においてもISO9000だとか14000だとか、経営品質賞だとか、こういったマネジメントシステムを、立ち上げたり展開したり、こういう豊富なご経験がおありです。それから、副村長は今お話があったように、地方自治のプロとして、県で構築された内部統制制度にも携わっておいでになりました。

こういった力強いお二人が朝日村行政のトップにおられますので、今まで以上に邁進、安定した村行政運営が展開されるということを大いに期待をさせていただいて、私の1問目の質問は終わりにさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

令和2年度の新規事業として取り組む森林経営管理制度導入と林政アドバイザー配置はどのように展開していくのかについて、お伺いをいたします。

林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図る目的で、平成30年5月25日に新たな法律として森林経営管理法が成立し、平成31年4月1日に施行となり、森林経営管理制度がスタートいたしました。

こうした動きに合わせて、朝日村では、令和2年度当初予算に新規事業として森林経営管理制度導入の予算が盛り込まれました。村の87%を山林で占めている朝日村にとっては必須の事業であり、ぜひ効果的な成果に結びつけていただくことを期待するものであります。

この制度は、適切に経営管理が行われていない森林、つまり森林の個人所有者の意向を確認し、所有者に代わって村が管理委託を受けて実施し、林業経営の効率化と森林管理の適正化を推進する制度であります。それも、個人所有者から委託費用は基本的には無償とのことです。なお、県、市町村所有の森林は、この制度の対象外であります。

また、林野庁は、平成29年度から市町村の森林、林業行政の体制支援を図るため、地域林政アドバイザー制度を創設いたしました。村は、この制度を活用すべく、令和2年度予算に新規に林政アドバイザー設置費用も盛り込んでおります。

つきましては、この2つの制度導入に当たって、幾つか質問をさせていただきます。

1つとして、村の87%の森林のうち、県・市町村所有の森林、生産森林組合所有の森林、個人所有が明確になっている森林、個人所有が不明確な森林の割合はどのぐらいかを教えてくださいたいと思います。

2つ目、この森林経営管理制度の対象となる森林は、適切に経営管理されていない森林が対象であるということは、三区生産森林組合、西洗馬生産森林組合所有の森林は、毎年計画的に管理運営されているため、やはり対象外になるのかどうか。

3つ目、森林管理法では、森林所有者の責務として適正管理を行わなければならないと定められているが、個人所有者は、この制度を活用し委託費用がかからないとしたら、全ての所有者が責務を果たさず村へ任せてしまい、村の業務負荷が増大してしまうことが懸念され

ます。私の提案としては、私は少しでも委託費用を徴収すべきではないかと考えるが、いかがでしょうか。

4つ目、村は、林政アドバイザーを設置していくということですが、森林経営管理制度とは別の制度と私は認識しているが、配置した林政アドバイザーには森林経営管理制度事業にも関わらせるのか、それとも村有林のみの整備計画及び構想の作成が専任業務となるのか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私から、清沢議員のご質問にお答えいたします。

少し長くなりますが、ご承知願います。

まず、議員ご承知のとおり、平成31年4月にスタートしました森林経営管理制度は、適切に経営管理が実施されていない森林について、村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものでございます。

村では、令和2年度に制度を進めるため、次の流れに沿って実施する予定でございますので、お願いいたします。

まず、年度初めに、朝日村森林管理制度検討委員会を立ち上げる予定でございます。制度のまず理解と進め方の指針、この指針と申しますのは、一体どこの山林をやるのかという優先順位だとか、細部の規定、作業体である林業経営者をどういった形で選定するのか、また、森林の寄附となった場合にどんな取扱いをするのか、もろもろいろんなことが発生すると思われまので、そういったもののまず指針を作成する予定でございます。

そして、対象の所有者が多いモデル地区を選定し意向調査を行い、そして進めていく予定でございますのでお願いをいたします。

ただし、この制度でございますが、昨年4月にできましたが、詳細事項があまり示されていないのが現状でございます。その中で中信地域の自治体が意見交換をする中、県に設置されている長野県森林経営管理支援センターと連携を図りながら、現在調整を進めているところでございます。

それでは、1つ目のご質問の村の森林の所有割合でございますが、口頭で誠に恐縮ですが

申し上げます。

公有林と言われる部分でございますが、合計面積が2,538ヘクタールで41.25%でございます。また、三区生産森林組合や西洗馬生産森林組合等、そういった組合の面積が2,060ヘクタールで33.47%、そして、私有林の面積が1,556ヘクタールで25.28%でございます。なお、山林の所有不明については、現状のところ把握してございません。

2つ目の森林経営管理制度の対象となる森林でございますが、制度はあくまでも私有林が対象でございます。三区生産森林組合や西洗馬生産森林組合の森林は、生産森林組合法により適切に管理を行うこととして法律で決まっておりますので、対象外となりますので、お願いいたします。

3つ目の個人所有者がこの制度を活用した場合、村の業務負担が増大するのではないかとということでございますが、この制度はあくまでも、山林の所有者が整備するか、これまでの林政の既存制度等で実施できない山林について、この制度を対象とするものでございます。所有者がどうしても経営管理できないもののみを対象とします。

そこで、先ほど申し上げたとおり、朝日村森林管理制度検討委員会の中で、この山林を既存制度の活用をするのか、経営管理制度を活用するのか等、振り分けを行い実施していく予定でございます。

なお、実施に当たり負担増となる点は、実施範囲を決めるなど効率的な仕組みづくりを検討してまいりますし、後ほど申し上げますが、村の山をよく知っている職員を来年度採用し事業に取り組んでいく予定ですので、お願いいたします。

最後に、4つ目の林政アドバイザーでございますが、議員ご承知のとおり、林政アドバイザーとは平成29年度に創設された制度で、その対象者は林政の専門家であり、村では来年度採用する予定です。なお、この方を採用するに当たっては、特別交付税で財源措置される制度となっております。業務内容としましては、今現在村では森林経営管理制度事業の推進が1つ、もう一点は、松くい虫対策の重要課題の業務を担っていただく予定でございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 今ご回答いただきまして大体理解はしましたんですが、最初の個人所

有の不明な森林の割合、割合はつかんでないというんですが、これプラスマイナスしていけば約20%ぐらいというふうに、いや、全体で先ほど、41%が村有林とかいろいろですから、生産森林組合33%、だから、ほぼつかんでいるということですね。ああ、ごめんなさい、私の計算がちょっと違っていました。

それで、2つ目の管理されている森林という中に、ちょっと質問で1つ落としちゃったんですが、三区生産森林組合とか西洗馬生産森林組合以外に区の森林等があると思うんですが、それは私有林の対象ですか、それとも公の対象ですか、教えてください。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁をお願いします。

清沢課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、清沢議員のご質問にお答えいたします。

区の所有になりますのは、私有林になりますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） はい、分かりました。じゃ、私有林ですから、経営管理計画の中の対象になるということですね。

4つ目に私がちょっと質問させてもらった林政アドバイザー、これの職務について、私が先ほど質問させてもらったように、私はちょっと森林経営管理制度とは別のものかなというふうに受け取っていたんですが、林政アドバイザーの職務は、この森林経営管理制度の構築の中にもこの林政アドバイザーは関わってくるのか。いわゆるその職務として採用したときには、もう村有林の経営、整備計画等の構想だけじゃなくて、いわゆる今回の森林経営管理制度の構築もこの林政アドバイザーが関わってくるのかどうか、その辺について教えてください。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

この林政アドバイザー、29年からなった関係でございまして、これはあくまでもやはり村の林業を含めて、非常に専門的な人材が不足しているというのはもう事実でございまして。その中で、全国的に国のほうもこうしたアドバイザー制度が創設されました。その中にアドバイザーの活用例という事例がありまして、その中に、森林経営計画の認定の指導、助言とい

うものを専門的な立場からやっていただくということもカテゴリーの一例でございます。村としまして、基本的にこれを仕事として所掌の中でやっていただくということで捉えて今回採用させていただきますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。じゃ、この林政アドバイザーの職務としても森林経営管理制度事業に携わっていく、こういうことでよろしいですね。

それで、先ほど高橋議員か林議員の質問の中にもありました林政アドバイザー、林議員でしたかね、もう該当を考えているかどうかという話がありましたけれども、それは独自で何か考えられているというお話をさっき回答されていましたが、もう一つは、専門の団体に頼んでもいいというような、そういうことにもなっていると思うんです。広域生産森林組合、そういうところに委託して進めていくとか、そこに委託すれば、そこにいる人が担当してやっていくとか、そういうことも可能だというふうに言われていますが、それはやっぱり村独自でその人を採用して進めていくというお考えかどうかというのを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今まで松本広域森林組合さんで、村の山をよく御存じであります。そんな中で、当然今回各個人がどうしてもできない場合に林業従事者、林業をしっかりやられている業者さんに出していくという投げかけをかけますので、そんなところではご協力をいただきますが、あくまでも村のほうのどうしていくかという計画を練るには、やはり村の内容をよく知って、実際に現地に行ったりということを十分担っていただく人がどうしても必要でございますし、やはり今林務の担当が1人という中でございます。やはり1人ではなかなか難しい面がございますので、そういった面も踏まえて、その林政アドバイザーにご協力いただきながら、しっかりした形で計画をつくってやっていく所存でございますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 再質問はございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

先ほど、少しは私有林の所有者から委託費用というお話をさせてもらったんですが、今回新たに検討委員会を設置をして、そこで検討されていくということのようなんですが、多分委託費無料だったら、皆さん頼んじゃうだろう、でも頼んできた人を拒否できるんですかというのが本当に心配になります。この検討委員会の中でしっかり審議をして、その辺については検討していただくということなんですが。

既にあれですか、この検討委員会というのの構想は、ある程度出来上っているのかどうか、それをお伺いしたいです。メンバーが、例えばどういうメンバーで、どういう人たちをこの検討委員会にするのか、規模的にどのぐらいの規模を考えているのか、いつ頃からスタートを予定しているのか、そんなお考えがあったら教えてください。

○議長（塩原智恵美君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、お答えいたします。

まず、この朝日村森林管理制度検討委員会でございますが、基本的に20人以内を想定してございまして、村、また村の議会、区長さん、そして三区生産森林組合、西洗馬生産森林組合、村有林管理委員会、これ5名ぐらいいらっしゃいます、そして、松本広域の森林組合、そしてその他ですね、村長さんが必要と認めるといふ部分については、県のご担当者の方々においでいただきまして、計画をつくっていきたいというふうに捉えてございます。

進め方でございますが、基本的には、まず4月に林政アドバイザー含めどいった形で進めていくかという協議が必要ですので、5月の連休明けぐらいから第1回目の内容を詰めていければいいのかなというように考えてございますので、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問ございますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

村では、三、四年前から取り組んできた地方創生事業の木質バイオマス循環自立創生事業、これのカラマツミュージアム構想、これが最終年度は今年のようなたしか予定だと思ったんですが、昨年の活動で断念をしております。今そういった状況の中で、今後の朝日村の森林、林業の活性化、これをどうしていくんだというところを非常に懸念をしていたというところがあります。今年度、この2つの新規事業、これが取り組まれるということで、経営管理制度とそれから林政アドバイザー、そういうことを有意義にやっぱり活用されて、私どもの朝

日村の森林、林業が本当に活性化していく、こういうことをぜひ期待したいというふうに思いますし、今回の事業が本当に効果的な事業として取り組まれていくことを期待をして、2問目の質問は終了させていただきます。

以上で、私の一般質問は終了したいと思います。

○議長（塩原智恵美君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年朝日村議会3月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和2年3月19日(木)午前9時03分開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 常任委員長の報告

第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決

第5 議案第3号から議案第31号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

第6 議案第33号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第7 議案第34号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第8 議案第35号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第9 議案第36号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第10 議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第11 議案第38号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第12 議案第39号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第13 議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第14 議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第15 議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第16 議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第19 発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書について

第20 議案提案説明

第21 議案内容説明

第22 議案第33号から議案第43号まで並びに諮問第1号及び諮問第2号並びに発議第1

号の質疑、討論、採決

第23 閉会中の継続審査の申出について

第24 閉会中の継続調査の申出について

出席議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 文 枝 君
建設環境課長	上 條 浩 充 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開議 午前 9時03分

◎開議の宣告

- 議長（塩原智恵美君） ただいまの出席議員数は定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

2番 高橋良二 議員

3番 清沢正毅 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

- 議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、高橋総務産業委員会委員長。

高橋委員長。

〔総務産業委員長 高橋良二君登壇〕

○総務産業委員長（高橋良二君） 総務産業委員会、陳情等審査委員長報告を行います。

本委員会に付託された陳情3件及び要請1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

委員会は3月10日開催し、慎重に審議した結果、陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書及び陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書につきましては、いずれも採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、平成31年1月の国土交通省告示第98号による業務報酬基準や最低制限価格の設定、耐震診断・改修において陳情者の説明後、陳情書の各内容につき審議した結果、当村として今後とも遂行されることが望ましく、全会一致で採択されたものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、村長宛てに地方自治法の意見書提出はできないこととされておりますが、村当局におかれましては、本陳情書の趣旨を十分ご理解の上、ご検討をお願いします。

次に、要請第1号 女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用に向けた要請書につきましても、慎重審査の結果、採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、改正農業委員会法に基づく新体制の委員の登用の現状と女性農業委員の活動状況等について、要請者の説明後、要請書の内容につき審議した結果、当村として今後も女性を登用していくことが望ましく、全会一致で採択されたものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、村長宛てに地方自治法上の意見提出はできないこととされておりますが、村当局におかれましては、本要請書の趣旨を十分ご理解の上、ご検討をお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長（塩原智恵美君） 次に、林社会文教委員会委員長。

林委員長。

〔社会文教委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教委員長（林 邦宏君） 社会文教委員会、陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情第1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は3月10日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書につきましては、慎重審査の結果、採択としました。

審査の主な経緯を申し上げますと、医師の労働時間や現場の状況、医師養成定員を減らす方針を打ち出す背景と陳情者の説明後、陳情書の内容につき審査した結果、地域医療を担う医師を確保し、地域住民に安心して暮らせる医療体制の充実を図ることは、今後も必要とし、全会一致で採択といたしました。

なお、意見書を関係機関に送るための議案を本日提出したいと思っております。

よろしく審査を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、要請第1号 女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員の登用に向けた要請書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから要請第1号を採決いたします。

この要請に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、要請第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎議案第3号から議案第31号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第5、議案第3号から議案第31号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第3号 朝日村附属機関設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 朝日村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 朝日村村道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 あさひプライムスキー場事業運営基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村観光レクリエーション施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 朝日村かたくりの里の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和元年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和元年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議
題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題
といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和2年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和2年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和2年度朝日村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第33号から議案第43号まで並びに諮問第1号及び

諮問第2号並びに発議第1号の上程

○議長（塩原智恵美君） 日程第6、議案第33号から日程第16、議案第43号まで並びに日程第17、諮問第1号及び日程第18、諮問第2号並びに日程第19、発議第1号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第20、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました議案第33号から第43号までの提案理由の説明をいたします。

議案第33号から第43号までは、農業委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

農業委員の同意を求める件に関しましては、上條由紀夫氏、小林洋子氏、上條靖志氏、齊

藤深志氏、清沢佳一氏、下田直美氏、高山正義氏、青柳俊樹氏、須藤政子氏、北村友一氏、福井照之氏でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、諮問第1号、第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員2名につきましては、羽多野さき子氏、清沢周司氏、2名の推薦につき意見を求めることでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） この際、お諮りいたします。発議第1号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第1号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第21、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時41分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎議案第33号から議案第43号まで並びに諮問第1号及び諮問第2号

並びに発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第22、議案第33号から議案第43号まで並びに諮問第1号及び諮問第2号並びに発議第1号の質疑、討論、採決を行います。

お諮りいたします。議案第33号から議案第43号までは人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

初めに、議案第33号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

上條由紀夫氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條由紀夫氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

小林洋子氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、小林洋子氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

上條靖志氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條靖志氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

齊藤深志氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、齊藤深志氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

清沢佳一氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、清沢佳一氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

下田直美氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、下田直美氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

高山正義氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、高山正義氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

青柳俊樹氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、青柳俊樹氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

須藤政子氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、須藤政子氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

北村友一氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、北村友一氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

福井照之氏について農業委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、福井照之氏の農業委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。諮問第1号及び諮問第2号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

初めに、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当議会の意見は、羽多野さき子氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、羽多野さき子氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

当議会の意見は、清沢周司氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は、清沢周司氏を適任とすることに決定しました。

次に、発議第1号について、質疑、討論、採決を行います。

発議第1号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第23、閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

総務産業委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。総務産業委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第24、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業委員長及び社会文教委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君） ここで、村長から挨拶したい旨申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました今期定例会は、16日間に及びます会期中、43件に上る議案

等を議員の皆様には熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件、特に第6次総合計画のスタート年であるということと、新年度予算は大型の予算編成となりましたが、遺憾なきよう執行してまいる所存でございます。また、方向づけをしなければならない重要案件がめじろ押しでございます。併せてご協力のほどお願い申し上げます。

そして、WHOによりパンデミックとされた新型コロナウイルスの問題は、世界経済の崩壊を招く火種であり、日本においても経験のない事態に陥る可能性を否定できません。今後どのような推移をたどるか分かりませんが、日々注視し、対応策を取ってまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いするものでございます。

今後とも村政のため、村民のため、村勢発展のために努力をし、福祉あふれる元気で明るい朝日村づくりをしてまいる所存でございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様方には、新型コロナウイルス感染等にもご自愛をいただき、朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和2年朝日村議会3月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時53分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員